

平成20年度第8回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

日時	平成21年2月22日(日) 9:00~12:01
会場	浜松市福祉交流センター ホール
出席者	鈴木修会長、伊藤修二会長代行、高柳弘泰委員、山本和夫委員、 原陽三郎委員、岡崎英雄委員、秋山雅弘委員、井出あゆみ委員
欠席者	中山正邦委員、有高芳章委員
傍聴者	115名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、 静岡朝日テレビ、浜松ケーブルテレビ
浜松市	飯田副市長、山崎副市長、花嶋副市長、清田企画部長、鈴木総務部長、 鈴木財務部長、徳増健康医療部長
事務局	小楠事務局長、長田次長、佐用、朝月、渥美、内山、鈴木、坂下

会議の概要

1. 平成20年度第8回の審議会で、今年度の審議会における主な議題への対応状況を議題として鈴木会長が議長となり会議を進行した。
2. 浜松医療センターの地方独立行政法人化について市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行なった。
3. 職員数について市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行なった。
4. 総括(その他主要事項)について、委員による質疑、意見交換を行なった。

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事
 - (1) 平成20年度審議会における主な議題への対応状況
浜松医療センターの地方独立行政法人化について
職員数について
総括(その他主要事項)
4. 閉会

会議の経過

1 開 会

事務局長

皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただ今から第8回浜松市行財政改革推進審議会を執り行ないます。それでは座って進めさせていただきます。

本日は中山委員、有高委員が所用のため欠席ですので、委員8名の出席により開催します。本日は今年度の審議会の議題のうち、主なものへの市の対応状況について審議します。第2次行革審は平成19年8月の発足以来、補助金、外郭団体、人件費をはじめ市政全般にわたり精力的に審議をしてまいりました。その審議に関わる成果につきましては、節目ごとに市に対して中間答申や緊急提言をしてまいりました。具体的には、平成19年12月の「平成20年度予算に向けた緊急提言」、平成20年3月の「中間答申」、更には今年1月の「平成21年度予算編成に向けた補助金に関わる緊急提言」を市に取りまとめ提出しております。市におかれましては、これら中間答申や緊急提言の実施に向けてご努力いただいておりますが、案件によっては相手方との交渉に時間がかかるなどの理由により、早期の実現が難しいものもあるようです。行革審としましては、今までの審議の集大成として、三月に最終答申を予定しております。その取りまとめにあたり、このような市の対応状況を確認させていただく必要があると考え、本日の議題とさせていただいたところです。

本日の進め方ですが、浜松市医療公社(以下「医療公社」)の地方独立行政法人化、市の職員定数、その他主要事項の三つに分けて審議させていただきます。

それでは早速議事に移りたいと思います。これより議事の進行は鈴木会長が議長となって進めさせていただきます。鈴木会長よろしくお願ひ致します。

2 会長挨拶

鈴木会長

おはようございます。第8回行財政改革推進審議会を開会します。

3 議 事

(1) 平成20年度審議会における主な議題への対応状況

浜松医療センターの地方独立行政法人化について

鈴木会長

市には色々に対応していただいておりますが、まず今日は、医療公社の地方独立行政法人化につ

いて審議を行ないたいと思います。行革審の中間答申を受け、市は浜松医療センター(以下「医療センター」)を運営する医療公社を地方独立行政法人(以下「地独法」)にするための新法人設立準備検討会議(以下「検討会議」)を設け、色々と準備を進めていらっしゃいますが、大前提は、医療公社を単に地独法に変えるのではない、ということです。全く新しい別の法人を作る。現在の医療公社から地独法に看板だけ変えて、衣替えをして移行するということではなく、全く新しい法人ができるということ。過去を引きずらないということ。この前提でお話をいただかないと、移行するなら一緒ではないかという議論になってしまいます。勉強会でも話をさせていただきましたが、その大前提に立って現状説明をしていただきたいと思います。では、最初に市からお話をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

徳増健康医療部長

健康医療部長の徳増です。それでは、医療センターの地独法化について説明いたします。大きく三点ありまして、一点目は現状の問題点について整理いたしました。それから二点目にこれらの問題点を解決した新法人の目指す姿について説明いたします。三点目に、会長からご案内がありましたが、新法人設立に向けた取組みについて、現在進めていることを説明いたします。

それでは一点目の現状での問題点です。まず財務状況ですが、施設整備に伴う借入金の残高が、現在進めている免震工事などもありまして21年度末で181億円になる見込みです。次に、医療公社は資本金5.3億円に対し、累積欠損金が19年度末で5.18億円となっています。また、退職給付の引当が必要な額が21年度末の試算で48億円と見込んでおりますが、これが未引当です。

次に職員給与費対医業収益比率ですが、民間病院に比べて高めです。グラフは、医業収益、つまり入院あるいは外来の収入に対する職員給与費比率を縦軸にパーセンテージで表しています。平均は収益に対して約半分(50%)と言われておりますが、医療公社は19年度で55.9%と高い数字になっています。グラフ上に3つの数字を示しています。19年度の51.9%あるいは49.7%という2例は、市内民間病院の職員給与費比率です。18年度のところに掲げている48.7%という数字は、行革審から示された目標値である、500床以上の公立黒字病院の平均の数字です。

次に運営方式です。医療センターは二つの会計で処理されています。その一つが市で開設している医療センター、リハビリ病院、佐久間病院の3つの病院を経理する病院事業会計で、もう一つが医療センターを運営する医療公社の会計です。医療センターはこの二つの会計で処理、運営されているため分かりにくくなっているというご指摘をいただきました。その一例が、市民が病院にかかった時にお支払いいただく病院側にとっての診療報酬です。これは、病院に支払われた後、市が収入します。つまり市の病院事業会計に入るわけです。それで市側では減価償却費等諸々の経費を差し引き、医療公社に交付金として支出する仕組みとなっています。このような運営方式をとっておりますために分かりにくい会計となっています。

それから、病院事業に対して市の一般会計から負担している部分があります。病院事業は本来、収入に対する費用が合い償うものとして経営されるべきと考えますが、地域医療全体から考えてやらなければいけないこと、あるいは公共体としての観点から採算が合わなくても進めている業務があります。これが地方公営企業法の17条に基づいて支出している1号負担金あるいは2号負担金です。表の左側部分に「法令に基づく」とあるのが1号負担金です。救急医療の他、そこに記載されている

もので合計約2.5億円です。右側部分に「公共的必要性から取り組む」とあるのが2号負担金として定めているものです。小児医療、周産期医療センターなどの費用が約6.5億円。また、区分してその下に、設備投資に伴う企業債元利償還金として7.5億円。これらを合わせて2号負担金は14億円あります。1号負担金と2号負担金の両方を合わせますと16.5億円となります。今後こうした公的医療は必要だと思いますが、改めて分かりやすく負担のルール化をしていきたいと考えます。

次に責任の所在です。市と外郭団体は一体的な関係で推移してきました。外郭団体を設置したのは市ですから、最終的な責任は市にあります。一方で日々の運営は外郭団体に任されていました。市は経営責任を負う立場にあると考えます。このことを改めて二点、記述してあります。医療公社は市が全額出資している団体です。また、経営責任者は医療公社の理事長ですが、病院開設者は浜松市長という関係です。今後こういった経営責任のあり方を地独法化によって直していきたいと思えます。

次に自律性についてです。今述べました経営責任の話と関連がありまして、自律性に関わる課題の例として四点掲げています。一つ目に、病院事業の予算は、医療公社の考えを聞いて出来るだけその意向を入れて編成しますが、最終的には市が編成している状況です。二つ目に施設整備や機器購入につきましては、病院の要求をもとに市が財政状況に応じて決めています。この一つ目、二つ目は、病院の今後の自律性を高めるために直していかなければいけないと思えます。また、三つ目の経営実態が反映しない、つまり収入、努力、成果といったようなことが反映されていない給与体系がありますので、これを直していかなければならないと思えます。最後の四つ目は、財産を自ら持って経営、運営を自立させていくという観点で記載しました。

次に、新法人の目指す姿についてです。これらの問題点を基に、新法人が目指す姿について触れたいと思えます。これまでに述べた部分は手短かに触れてまいります。一番目ですが、新たな制度・体制に基づく運営を目指します。新たな理念・ビジョンとして、「安全・安心な、地域に信頼される病院」を掲げたいと考えます。その点で三つあり、一つが公的医療の継続です。これは先ほどの1号負担金の話とも関係があります。次が効率性と健全な財政基盤です。そして病院の位置付けの明確化です。位置付けとしては、これまでも公的病院として、開業医との連携、病診連携、あるいは病院同士の連携といったことをしておりますが、三次救急(救命救急医療)ですとかエイズ医療ですとか、こうした役割をこれからも担っていかなければいけないと思えます。二番目の新たな労働条件としましては、先ほど人件費比率でも触れましたが、民間と均衡のとれた人事・給与制度を取り入れ、併せて、医療に携わる人達のモチベーション向上に繋がるような制度にしていきたいと思えます。

次に経営に関することとしまして三点掲げております。一番目に、新たなスタートをきるために過去の債務を整理する一方、独立採算制を確保していきたいと考えます。市はきちんとしたルールの下での公的医療の負担にとどめ、その余につきましては病院自らの判断で適切な経営を行なっていく。そのために、二番目に掲げていますが、新たな組織体制として、民間経営者の方々を加えた理事会により経営を行なう。そして三点目の業務執行につきましても新法人自らの判断による設備投資を行なう。医療機器の購入につきましても予算枠的な考え方ではなくて、ガイドラインの下で導入の効果、経費についてもこれまで以上にシビアに検討し、自己責任の下に導入の可否を決める。こういった

仕組みを築いていきたいと思えます。以上が自律性に関するあるべき運営の姿と考えます。

次に地方独立行政法人法に基づく運営について述べさせていただきます。これが法に基づく、法で求められている運営の姿です。一つ目が財産的基礎の確保です。これまでは土地・建物の所有は市でしたが、それらを承継し財産的基礎を有した運営でスタートします。承継する資産につきましては土地が約5万3,000㎡、建物が4万7,000㎡です。二つ目が運営面での評価体制の確立です。

図で説明したいと思えます。図に市と評価委員会と地独法との関係を示しています。まず市は、中期目標を地独法に示します。期間は3年から5年の目標です。次に地独法は、この市からの指示を受け、その目標を達成するための計画を作ります。地独法の右側に中期計画策定と書いてあります。この計画につきましては市の認可を受けるわけですが、その時はあらかじめ右上にあります評価委員会から意見をいただいて決定していきます。そして市はこれを公表します。また、地独法はこの中期計画に沿った年度計画も作成して市に届出を行ない、公表します。こうして事業の実施にとりかかるわけですが、この実績につきましては地独法が事業報告書を取りまとめて評価委員会の評価を受けなければなりません。評価作業を追えた評価委員会は、これを市に遅滞なく報告します。これが評価結果の通知です。併せて必要があるときは地独法に対して業務運営の改善その他の勧告をすることになります。こうした流れで業務運営を行なっていくことを法は求めており、一連の作業はPDCAサイクルの確立、あるいは透明性の確保に繋がるものです。

最後に新法人設立に向けた取組みについて申し上げます。地独法化につきましては、これまでの市の医療公社による運営を改革し、より優れた経営を目指していくものです。その過程で、これまでやってきたことと決別し、改善していかなければならないことがあります。その際に留意したいこと、あるいは検討会議でいただいたご意見をまとめました。一点目は良質な医療を継続し、提供することです。先ほど述べましたビジョンの下に、医師を中心とした優秀な医療従事者の確保を進めます。市民にとって頼りになる医療を続けていくことが大切だと考えます。二点目は、安定した経営基盤の確立です。そのための主なものが過去の債務の整理、給与費比率の適正化、職員数の適正化の三つです。

三点目が内部からの改革です。特に職員の意識改革です。今度の地独法化では、制度や仕組みを変えていきますが、何よりもそこで働いているスタッフの意識を変えていかなければならないと考えます。独立採算、業務改善への高い意識づけが必要となりますが、敢然と進めていきたいと思えます。同時に、加えて申し上げますと、医療公社だけではなく、市職員側も一緒になって改革に取り組んでいきたいと考えます。また、市民の支えも必要ですので、現在も患者さんの声を取り入れていますが、市民の声がより反映されるようモニター制度などの制度も考えていきたいと思えます。四点目としまして、検討会議の委員の皆様からいただいている意見を説明します。検討会議は専門委員11人と庁内委員で構成しております。平成20年10月の設置以降、検討会議はこれまで予備的な会議も含め6回開催しています。これまで新法人の理念、定款を決め、2月議会に提案してまいります。また、人事給与制度の検討も進めているところです。意見の主なものですが、特に給与条件などにつきましては医療公社の段階では是正すべきは是正すべきであるというご意見を頂戴しています。法人設立に先んじて行なうべきだというご意見です。そして鈴木会長さんからの言葉にありましたが、医療

公社から地独法へ看板を変えるだけでは何のための改革か分からないので、中身のある職員の意識改革を伴った根本的な改革を進めていかなければならないというご意見も頂戴しています。これから医療公社と市と力を合わせて取り組んでまいりたいと思います。説明は以上です。

鈴木会長

はい。どうもありがとうございました。大変素晴らしい地独法ができるようなお話をいただいたんですが、現実はどうかということで各委員の方々、質問をしていただきたいと思います。

私が口火を切って質問します。平成17年8月に、全国の地方自治体の皆さん方、市役所の皆さんも経験なさったと思うけど、4.8%の給与の引き下げがありました。引き下げといっても実際は引き下げではなくて据え置かれたということですが、その時に、医療公社や清掃公社は4.8%の引き下げをしなかったと聞いています。その辺が事実かどうかということと、なぜやらなかったのかの二つをまずお聞きしたいと思います。

徳増健康医療部長

実施しておりません。その要因は、医療公社側に聞きますと、医師の確保を最優先に考えたということです。そして医師に対して新しい給与制度の説明も行なったのですが、これと他の従業員との間で齟齬があり、結果として4.8%の構造改革が実施できなかったというのが実態です。

鈴木会長

市職員は、4.8%は実施されたんですね。

徳増健康医療部長

はい。実施しました。

鈴木会長

それで医療公社の皆さんはそうなっていない。やらなかったということですね。

徳増健康医療部長

はい。

鈴木会長

今まで、医療公社の職員の皆さんの賃上げはどうかされていたんですか。独自になされていたんですか。それとも市の職員に準じてなされていたんですか。

医療公社鈴木常務理事

17年度までは浜松市といいますか、公務員と同じように上がることもあれば下がることもあるということで、同様な実施をしてまいりました。18年度以降につきましては、今徳増健康医療部長がお話申し上げた案件があり、未実施の状態です。

鈴木会長

だから、今お話があったように上がり下がり市職員と一緒にやったという話ですが、上がりだけやって、下がりはやっていませんでした。

医療公社鈴木常務理事

17年度までは市と同様に上がりも下がりも両方ありましたが、18年度以降については給与構造改革、引き下げをしております。ですから上がった状態のまま今に至っています。

鈴木会長

そうすると平成17年8月の勧告は、市の職員は引き下げるといふか据え置いたけど、医療公社はやらなかったということですね。

医療公社鈴木常務理事

はい。おっしゃるとおり、医療公社はやっておりません。

鈴木会長

そうすると一昨年、浜松市が政令市になって、人事委員会ができました。1年目の人事委員会の勧告は引き上げでしたが、2年目の勧告は引き下げになりました。だけど医療公社はこの引き下げもしていないということですか。

医療公社鈴木常務理事

はい。18年度以降については、18年度の状況が継続しています。

鈴木会長

次に、今、その理由は医師の確保という説明でしたが、本当の理由は何ですか。

医療公社鈴木常務理事

給与構造改革につきましては、18年度から19年度にかけて私どもも提案し、労働組合と交渉しておりました。ですがその間に、先ほど申し上げたように、18年度において医療公社の資金繰りの事情があり、賞与の分割、あるいは遅延という問題が発生したため、そちらを優先して解決したというのが理由です。その後労働組合に提案し交渉もしたのですが、先に医師について労働組合を経ずに給与制度の説明を行なった経緯が、不当労働行為だとして県の労働委員会に申し立てが上がりました。これが平成19年から秋口の9月頃まで約半年ちょっとかかったわけですが、労働委員会の中で調整を図ってきました。それが解決した後、平成19年10月に再度提案し、交渉しましたが、この前後にリハビリ病院の医師の引き揚げ問題、あるいは職員の雇用問題が発生し、こちらをまた優先しなくてはならないという事情があり、平成20年の当初まで優先して交渉にあたってきたという経緯があります。給与改定はその間棚上げと言いますか、医師の確保、あるいは医療の継続を優先したため、給与構造改革が実施できなかったという経緯です。

鈴木会長

医師の確保という問題、あるいは今のリハビリ病院の問題、あるいは賞与の問題は、医療センター全体の給与の問題とは全く別のものですね。なにか今の話を聞いていると、こういう雑用がありましたからこれはできませんでしたというお話ですけど、賞与の分割の問題と言っても、医師に対して賞与の分割支給をしたのではないですか。

医療公社鈴木常務理事

全職が対象ですが、管理職にその影響が大きいということです。管理職には医師が多いものだから。

鈴木会長

管理職というのは市職員の管理職ですか。

医療公社鈴木常務理事

いいえ。医療公社の医療センターの管理職です。課長以上です。

鈴木会長

市職員の管理職は賞与を12月に全額一括でいただいたのではないですか。

医療公社鈴木常務理事

その時点では市から派遣された職員ですので、賞与は全額受け取っているはずですよ。

鈴木会長

市の職員は向こうへ出向で派遣されている職員で、原籍は市役所だから賞与は100%払った。一方で医療公社にいらっしゃる医師は分割支給になった。こういうことではないですか。だから医師の確保という話は、私はおかしいと思うんですよ。医者には分割で払っていることは事実ではないですか。

医療公社鈴木常務理事

医師が一番影響を受けたのは事実です。

鈴木会長

違います。影響を受けたのではなく、医師が、分割で賞与を支払われたということが事実ですかという質問です。

医療公社鈴木常務理事

はい。おっしゃるとおり事実です。

鈴木会長

医師だけには賞与を優先的に100%払いましたということなら医師の確保という話になるけど、市からの出向者は市の職員だからと100%貰っておいて、医師は医療公社の職員だから分割支給とやったんだから、医師の確保という今の部長さんの説明はおかしいのではないですか。

徳増健康医療部長

賞与の関係では今会長のご指摘のとおりですが、医師の確保を重点にやらなければいけないということは、医療公社の事務局が最初に考えて交渉を始めたことだと思っています。結果として、賞与で公務員と医療公社の医師との間にそうした齟齬が出ていることは、今から私が思えば、他の方法もあったのではないかと考えます。

鈴木会長

だから医師の確保の面で、4.8%の給与引下げができなかったのは理由にならなくて、むしろ医師には賞与を分割で支払ったということで、医師に逆差別があったんじゃないでしょうか。イエスかノーかでお答えくださいよ。

医療公社鈴木常務理事

はい。賞与に関しては、おっしゃるとおり医師に対して大きな影響を与えてしまったということです。

鈴木会長

その理由は、医療公社の資本金が債務超過になるからということで支払いができなかったからだと巷間では言われているんですけど、そういう事実はありませんか。

医療公社鈴木常務理事

はい。資金不足が年度末まで続きますと債務超過に陥るということで、やむを得ずとらせていただいた措置です。

鈴木会長

だから医療公社の資本金が債務超過になるから、賞与が払えず翌年度回しにした。理由はそれでしょう。

徳増健康医療部長

賞与の削減をせざるを得なかった理由は、おっしゃるとおりの理由です。

鈴木会長

そうですね。医療公社に金が無かったということでしょう。それから、平成17年8月の勧告を受けた時の理事長なり、市の責任者はどなただったんですか。

徳増健康医療部長

理事長は菅野理事長(当時)です。

鈴木会長

医師だったんですか。

徳増健康医療部長

医師です。

鈴木会長

そうですか。分かりました。その後平成20年に理事長が飯田副市長に変わられたんですね。それで飯田副市長がやられていて、実質的な責任者が今いらっしゃる。その支払われなかった時の理事長さんは菅野さんという医師であった。私は今話を聞いて、お医者さんだからお医者さんの味方をするのかと思ったら逆だったんですね。それで飯田副市長が理事長をしていらっしゃるんですけど、どう対応なさるつもりですか。

飯田副市長(医療公社理事長)

現在地独法への移行に向けて準備を進めています。先ほどから説明しておりますように、看板を掲げ変えただけでは駄目ですので、4.8%の給与構造改革を盛り込んだ形で新しい給与体系に変えていきたい。変えるについては新法人移行時に変えるのではなく、現在の医療公社の中で、その時点でしっかり職員に説明をして理解を求める。時間もかかるかもしれませんが、繰り返し説明して、なんとか理解を求めていきたいと考えております。

鈴木会長

平成17年8月の勧告を受けて4.8%を引き下げた場合より現在は多く給与を払っているわけです。その多く払っている金額はどのぐらいだとお考えですか。

医療公社鈴木常務理事

定期昇給分で約7,000万円から8,000万円です。

鈴木会長

それは1ヶ月ですか。

医療公社鈴木常務理事

1年です。影響と言いますか、引き下げなかった、あるいは昇給を引き止めなかった結果、定期昇給がされておりますので、その額が年間で約7,000万円から8,000万円になります。

鈴木会長

7,000万円から8,000万円。私のほうで調べた結果では19年度に7,100万円。20年度になると

1億4,200万円になって、21年度になると2億1,300万円になって、今のまま22年まで続くと累計では7億1,000万円ということなんですよ。

医療公社鈴木常務理事

はい。年度間累計ではおっしゃるとおりになります。

鈴木会長

だからあなたのおっしゃったのは単年度の金額ですね。だけど20年度、21年度、22年度まで続くと、7億1,000万円支出が増えるという結果になるんです。大きいと思いませんか。

医療公社鈴木常務理事

はい。額としては大きなものになります。

鈴木会長

大きいでしょう。とても我々では稼げない金額です。飯田副市長、こんな状態なんですよ。それで私がなぜこんなことを言い出したかという、皆さん今回は医療公社から地独法へ移行するのではなしに、地独法という全く別の法人に変わるんだという非常に立派な説明をいただいたんですけど、こういう状況が放置されていて、本当に変わるんですかということ。決意が問題なんですよ。一般の市職員は給与構造改革を全部やったんですから、ちゃんとやらないと。できなかった理由が何なのが私は分からないんですよ。市や医療公社の理事長がやれるわけでしょう。市職員は4.8%の給与構造改革をしたでしょう。OKだと言った職員もいたかもしれないし、私は嫌だという職員もいたかもしれないけど、人事院勧告でなされたわけです。これが医療公社はできていない。まずこの辺から直さないといけないのではないかと。だから本当にこれで大丈夫かなと思います。

今の市の説明に対して、私からも説明します。一般の傍聴の皆さん方も、医療センターは市民を治療するという公共的な色彩が強いから、赤字になって当たり前だという発想を持たれたら大変なことだと私は思うんです。だけど、市は法令に基づいて1号負担金を2.5億円負担しています。これは浜松市が、法律に基づいて医療公社に負担しなければならないとされている金額です。これは理解いただけますね。それからその次に、医療公社の公共的必要性から取り組まなくてはならない事業のための2号負担金も6.5億円あります。これらの9億円については、市民の皆さん方にしても、私どもも行革審にしても、公共的な事業なり、法律に基づいた負担だから、市が負担するということについては何の異議もないですよ。これは理解しておいてください。中身が本当にこれだけ経費がかかったかというチェックは必要ですよ。チェックは必要だけど、法令に基づくものと公共的必要性から取り組む2号負担金の9億円については、問題はない。公共病院だから市が医療公社にこれだけの負担をする。負担とは赤字の補填ですげと、これは私どももやむを得ないと思っているんですよ。

問題は市が医療公社に負担している企業債元利償還金7.5億円で、これは医療公社の借金を市が返しているんです。医療センターは儲かっていないし金もない。だから市が企業債元利償還金を立て替えて払っている。立て替えて払ってはいるけど医療公社に返済できる余地はないですよ。だからこの7.5億円がやはり問題なんです。償還金という名前だから、なにか返済するために金を市から借りてるように思われるけど、医療公社には実は金が無い。それだけの利益が上がってないから、

市の一般会計から出しているわけです。医療公社では払えないから、市が一般会計で払っているということ。7.5億円の赤字なんです。これが赤字でないとは言えないでしょう。どうですか。

徳増健康医療部長

市が建設した医療公社の建物のために、市から医療公社に対してその7.5億円を入れているわけですが、赤字の部分を構成しているのには違いありません。

鈴木会長

そうですね。それで医療公社の19年度決算は1.7億円の赤字でしたから、実質の赤字は9.2億円。こう言えると私は思うわけです。何か異議はありますか。

徳増健康医療部長

先ほど説明いただいたように、公的な部分として市が負担すべきお金だと考えております。

鈴木会長

違います。公的な部分として負担しているのは1号負担金の2.5億円と2号負担金の6.5億円の合計9億円。この9.2億円はその9億円とは違うんですよ。企業債元利償還金7.5億円と医療公社の赤字1.7億円の部分ですよ。

徳増健康医療部長

はい。そのとおりです。

鈴木会長

そうですね。だから医療公社の問題点は、私から言うと公的医療に9億円助成しても9.2億円の赤字があるということ。それから施設整備に伴う借入金181億円の返済の目処が立っていない。やはり利益が上がっていないから返済できないということですね。だから市が立て替えているという語弊がありますけど、市が払っているわけでしょう。これからも借入金181億円の返済ができないということは、医療公社は実は赤字だということなんですよ。それも間違いないですか。

徳増健康医療部長

市が病院の建物を取得したわけですから、これは市と医療公社との間で整理していかなければならないと思います。

鈴木会長

いや、市が建設したと言っても、医療公社が資産として使っているんですよ。医療公社が使っているんだから、医療公社は「この建物は市が造ったから知らないよ」というわけにはいかないでしょう。医療公社の資産ですから医療公社が処理していく。そのための返済ができないということですから、これも実は赤字になっている。次に退職給付引当金48億円が未引当になっている。48億円は、今の市の医療公社の職員が皆さん全員退職されるという仮説の設定に立って計算すると48億円必要と

いうことですから、退職金の全額が引き当ててありませんと理解していいんですね。

徳増健康医療部長

引き当てしていません。

鈴木会長

全額ということですね。

徳増健康医療部長

全額です。

鈴木会長

48億円全額が引き当ててない。民間病院ならもう破産状態です。だけど市の病院だから破産状態でないということになっている。これを明確にする必要があるから、今度地独法にしようではないかということ。こういうことをまず明確にしないと問題が出てくる。

次に、先ほど申し上げたように22年度まで4.8%の給与構造改革をしないままだと、7.1億円の実質過払いになる。それが放置されているということ。そうでしょう。それはご同意いただけますか。

医療公社鈴木常務理事

はい。数字のとおりです。

鈴木会長

そうですね。次に、これは私が調べたんですけど、医療公社の役員と、新法人設立準備検討会議の委員を一緒にの人がやっているんです。私も反省したんですが、医療公社の役員がそのまま検討会議の委員へ横滑りすると、「市と医療センターを分けましょう。これからは独立ですよ。移管ではありませんよ。医療公社とは全く別の地独法なんですよ」と言っても、過去を否定しなくてはならないという問題が出てきます。新しい人なら4.8%の給与構造改革しなさいと言えるんだけど、前にやっていた人が委員になったのでは、「いやまずかった。だけどこれはなんとかしなくてはならないね」となる。検討会議が3回開かれたけど、入り口で議事が前へ進まないというのが現状だと私は理解しているんです。監事も一緒の人なんですよ。これでは監事さんが気の毒です。事務局も一緒の人がやっているんですけど、ここに問題があるから改めるということをしなればいけないのに、これでは断ち切れない。それが問題ではないかと思います。以上、私から口火を切らしていただきました。

高柳委員

合併前の旧浜松市60万人のうちの中心部や西側の人達は医療センターが市民病院だという感じでのいるかもしれませんが、合併して80万人になって、三ヶ日、細江、引佐の旧引佐郡3町の人達などは、自分達の病院はどこか、安心できる場所はどこかと言えば三方原聖隷なんです。全部あそこへ行くんです。遠州鉄道のバス路線の中で、乗客が特に多いのが三ヶ日・三方原聖隷間なんですね。そのぐらい多くの人が行なっている。ですから「医療センターはいくらお金を垂れ流してもいいよ」と

思っている人ばかりではないということを言いたいんです。「命に関わることだから、いくら金を使ってもいい」という考えがそもそも本当でしょうか。貧しい時代にはそうだったんでしょうが、今この部屋もそうです。暖かいんですね。上着一枚だけで十分。それで夏は涼しい。そんな贅沢な世界を今浜松中の人々がぼぼしているわけですから、自分達の生活にお金がかかるんです。したがって、医療センターだけが市民のための病院だから看護師の給料は高くいい、検査技師の給料も凄まじく高くもいいというように思える宣伝をやるような人達の一部にいますが、それは間違いだと思います。何が言いたいかというと、実は私のところの福祉施設にも看護師が15人くらいいます。医療センターの看護師さんとは給与の桁が違う。全く違う。それからもう一つ言えるのは、聖隷、遠州病院も、検査技師の給与を聞くとこれまた違う。先ほど部長から説明があったのは、いい医師を確保しないとけないから、給料を下げるがなかなか難しかったという話なんです。そうやって医師を盾に話をするんですが、看護師も検査技師も高給であればどこかが違うんですかというところでもないんですね。どんな素晴らしい看護師とどんな素晴らしい検査技師がいても、患者を診る医師がいなければ、病院という看板を掲げていても病院ではないでしょう。平たく言うとタクシー会社で医師にあたるのは運転手ですね。タクシー会社も安全運転でしっかりした人がいるから良いタクシー会社なのではないでしょうか。どんな素晴らしい事務がいてもダメですよ。成り立たない。そうすると私は給与を4.8%下げないというのも、いい医者を確保することだけを掲げて、他の人達がのうのうと生きられるようにしているところに体質に問題がある。

入院のベッド数では、医療センターは浜松市の高々6%しかない。救急医療など色々なものまで含めると病院の果たす役割は浜松市のうち2割の部分を占めますよというお話を以前伺ったことあるんですが、そうするとさっき言ったように、浜松市民80万人のうち医療センターに一体どれだけの市民が通っているかという、赤字の垂れ流しをしていいほどのものにはなっていないということを私は申し上げたいんです。市民の皆さんに分かっていただきたいのは、医療センターだけが市民の病院ではないんです。市民は自分が一番近くて信頼できる病院に行っているはずですよ。おそらく80万市民の中で医療センターへ行ったことがあるか、かかったことがあるかと聞いたらそんなに比率はないはずですよ。私は20年間市議会議員をやりましたが、そのうちたった2回、議員をやめてから医療センターへ行きました。なぜかと言うと、どういうところなのか、実際自分が受けてみないと分からない。たまたまおできができたので行きました。それから他のこともあって行きました。その時の状況は、決してどこの病院に比べてもはるかにレベルの高い対応ではありません。並かそれより少し下ぐらいです。中も分かりにくい。ですから本当によく行っている人はいいかもしれませんが、決してそんな上等ではありませんよと申し上げているわけです。

赤字垂れ流しのことでは、今の経済界を見てくださいよ。一部上場企業でさえ必死になってやって、しかも給与カットだ、賞与カットだって必死でしょう。医療センターだって市民の税金で成り立っているはずですよ。国から補助金が滝のように来ているわけではないでしょう。違いますか。そうですよね。そうしたら市民、先ほどから言っている80万人市民の中で、医療センターに行っている人が5割もいるでしょうか。浜松市民80万人の中で、医療センターに5割もの人が行っているかと言えば答えはノーですよ。そんなに行ってません。聖隷も2病院あるし、もちろん中心部にも病院は色々ある。社会保険病院は別ですが。そうすると関わりのなかった人達からすれば、贅沢三昧の赤字垂れ流し病院に私の税金を使っていると、逆に怒りを覚えませんか。私はその辺の感覚があまりにも抜けていると思います。ですから、医師の給与と、その他一般の事務員など他の人の給与が全く一緒というのは

おかしいと思います。医師は医師の給与のやり方をとるべきではないでしょうか。いい医師を確保するというならその手立てをすればいいのに、言うてはなんです、主役以外の人達のゴトゴト言う話でおかしくなっているとしたら、それは経営側の責任です。理事長以下がおかしいと思います。会長が先ほど言われたように、そこはもうきちんと縁を切って、新しい会社がスタートするという考えでやらないと大失敗すると思います。人の命に関わることだから何をやってもいいというのは大変な間違いだと私は具体的に申し上げました。そういう状態だということを医療センターの事業に関わる人達が全員意識を持ってほしいと思います。

山本委員

先ほどから、市民の皆さんがお見えになるこういう場所があって本当によかったと思っています。はっきり申し上げて、鈴木会長と市側の対応の中で、いかにやるべきことをやらないで来たか。一番辛いところは4.8%にこだわって身動きができないままいったら、医療センターは旧来のままでも将来赤字が大きすぎて潰さなくてはいけない。浜松市は約100億円歳入が減るそうですけど、幸いなことにまだそれでも何とかそれを支えてやっといこうとする力があると思います。しかし、今のままで改革しなかったら、何年か先には他の都市と同じように市では病院を持ってられないからやめましようという話に陥っている危険があったと思うんです。ここでなんとかしようという時に、先ほど4.8%給与改正ができない明確な説明があったとは思いません。皆さん方、どう思いますか。市の皆さんには申しわけないけど、鈴木会長の質問に対してきちっとした返事があったとは思えません。市のものでありながら、あるいは皆さんのものでありながら、どこかに本論をすり抜けて言い訳だけでこの場が終始しているように思います。4.8%の改正がされないのだとしたら、我々だけでなく市民の皆さんがもっと納得できる説明が出てこない、それこそこんな当たり前のことができないのであれば、地独法に移るのが22年度なんていうのは難しいと思うんです。労使の交渉というのはなかなか難しいものだという事は、我々零細企業だから予想するだけですが、それでもあまりにも曖昧になっていませんか。結果が出てきていないと思います。細かいところではもっと詳しい他の委員の質問もあろうと思いますが、とにかく、改革するならもっとはっきりしましょう、ぜひもう少し大勢の方の前で論議できるようにしましょうと意見を言わせていただきたいと思います。

鈴木会長

はい。どうぞ。

井出委員

外郭団体担当の井出です。先ほどの説明の中で、給与改革については、新法人設立に先んじて行ないたいというお考えを聞きました。今ここに私の手元にありますデータを発表させていただきたいと思うんです。医療センターは経営状態が悪い。これを立て直すためには色々な方法が考えられるんですが、一つには医療収益を上げるという方法があるわけです。しかしこれは、ご努力はされていると思いますが大変難しい。もう一つ大きなことでは人件費を下げるという方法がありまして、行革審はそこが一番問題であろうと言っています。どちらの手段も必要ですが、人件費の削減は避けられないことだと思います。そして今医療公社に関わる皆様の給与を職種別に見ていくと、人件費が様に高いということでもないです。高いですけども、高さの度合いが医師、薬剤師、看護職員、医療

技術員、事務職員という全ての職種で、同率で他と比べて高いということではないです。ですが、ここに民間の病院の平均と医療センターの平均を比べたデータが手元にありますので、一つだけ発表させていただきますがいんですが、16年度実績で常勤の事務職員1人当たりの平均月額給与、これは賞与も月割にして、年間給与を平均月額にしたものですが、民間病院の平均は33万9,305円です。それに対して医療センターの平均は58万7,786円。もちろん民間と公立病院との差はありますので、公立病院の平均との比較も大切なことかと思いますが、公立病院の平均は、54万1,442円です。つまり、医療センターの事務職員の平均給与は民間病院の平均と比べて月で25万円近く高く、公立病院の平均と比べても4~5万円高いということなんですよ。これを考えて、更に病院の経営状況が非常に良好であるならばそれは構わないかもしれませんが、しかしこれまで示されたように大きな赤字を生んでいる。しかも市民の税金でそれを穴埋めしている。かつては市民病院として必要性が高かった。でも今までの話の中で、一部の方のみの利用になっている現状があります。市の税収もこれから先右肩下がりかと思えます。そういった状況の中で、改革をしていかなければならないわけですが、改革をする上で何が重しになっているかを関係者の方々も重く受け止めていただきたいと思えます。今のデータはあくまでも平均ですから、データによります。多くの方が関わりを持っていますが、それぞれ一様ではないということが前提です。ですが、この数字は正確な数字ですので、そういった辺りをどう考えるか。内側から考える目と外側からの目、市民目線は違うということです。そして内側の人も、そのことを重く受け止めていただきたい。それがなければ絶対に改革できないのではないかと思います。現医療公社である間に、給与改革を行なっていただきたいと思えます。

鈴木会長

はい。では伊藤委員。

伊藤委員

鈴木会長からも今皆さんからもお話があったように、病院事業に対して市が税金から費用負担をすることの全てが問題だとは思っていません。もちろん市の一般会計から負担するのは公的医療に対するものに限定すべきだということが一番大きい問題だと思います。

公的医療に対する助成と、財政支援である企業債元利償還金。経営自体を表す収支と資金繰り。公会計と我々民間の企業会計との違い。そういうところで若干混乱がありまして、そこをきちっと整理していただかなくてはならないと思えます。説明を何回も聞いているんですが、やはり赤字経営の実態は今日の説明でもなかなか分かりにくい。例えば部長さんから7.5億円の企業債元利償還金の解説がありました。部長さんは盛んに市が投資した建物であり設備だから市が負担しているという解説をしています。ところがそれは、市が投資したんだから市が償還するのは当たり前で、これは赤字の補填ではないと思いたいなということだろうと思えるんですね。そう聞こえる。だけどここでは市債ではなくて企業会計の企業債で借入をしているから、企業会計で返さざるを得ないためにこういう形で出てきてしまっているんだろうけど、もし市が直接自分で投資しているとしたら、どういうことになっているか。建物は違う機関が利用しているわけですから、賃借料とかリースとかそういう形のコストとして本来7.5億円が出てくるわけです。企業債で借りて返済しているから、資金繰りのところで返済として出てきている。市が市の意思で建物に投資したのだから、市が負担するのは当然ではないかという話だと思えますが、実際には本来コストです。資金繰りの問題であるけれども、医療公社のコストなんです。

だからここを市が補填しているんですねということをしっかり整理して説明していただかないといけない。

それから多分医療公社の方々、経営されている方々も市の当局の方々も、先ほど申し上げた、どこまでを公的医療とするのかについて、医療センターは公的な市民のための医療機関なのだから赤字で当たり前なんだという考えがある。当たり前というのか、どの程度までの赤字が公的医療の部分なのか、整理できていない。だから気持ちが全部そっちへ行ってしまう。したがって色々な整理の仕方、数字の整理の仕方も、その気持ちが出てくる。したがって市民の私どもが説明の内容を色々な角度から見たときに、このままにしておいて、もし市の財政がすごく厳しくなった時に問題になるのは、これはどうしても維持しなくてはならないから、維持するために税金から補填していいんですよという部分が分かりにくくなっているんですね。ここを今後整理する必要があると思います。地独法になったら、会計はきちっと分かれると思います。分かれた場合には非常に明確に今の数字が出てきてしまう。出てきたうえで累積赤字その他、それから補填の部分を整理して、市民から見て本当に税金で補填してでもやる部分と、もうこれ以上できませんという部分に整理しておく必要があるのではないかと思います。

したがってやはり赤字解消のための最大の経営努力と経営責任をはっきりしながら進めていく。それから初めに副市長さんからもお話がありましたように、整理整頓で今の医療公社そのものが地独法に移行するというのではなくて、全く新しい形で長期に維持継続できる形の、新しい地独法としての医療センターを組み立てることをぜひお願いしたいと思います。

鈴木会長

はい。ありがとうございます。今、井出委員から話がありました数字ですが、財務部長さんは以前病院の担当をしていらっしゃるんですね。こんなに民間と違うんだということは薄々感じていらっしゃいましたか。

鈴木財務部長

先ほどの井出委員の数字は承知しておりませんが、差があるということは承知しておりました。

鈴木会長

だけどなかなかあなたがいる間は直すことはできなかったということですかね。

鈴木財務部長

はい。

鈴木会長

そうですか。はい。ありがとうございます。それで今の伊藤委員の話は、徳増健康医療部長さん、お宅は息子さんがいらっしゃると思うんですけど、息子さんに親父であるあなたが隣に家を建ててあげた。それで息子に住めよと言ったときに、息子が親父に対して、「あんたが建てた家なんだから、あんたがローンの金を払いなさいよ」と言ったとしたら、あなたは「馬鹿を言うな」と怒るのではないですか。「お前のために建ててやったんだから、お前は給料貰っているんだから、その中からちゃんと払いな

さい」と言うのではないですかね。どうですか。「いいよいいよ、自分が払ってやるよ」とおっしゃるんですか。

徳増健康医療部長

総括して言えば、今の直接のお答えではないかもしれませんが、伊藤委員の言われるように、負担のルールについて整理してきちんと分かりやすくしていきたいと思います。

鈴木会長

いやいや難しい話ではなくて、総括して言わなくても、整理しなくても、今の話なら息子に払えよと言うでしょう。言わないですか。全くそれと一緒になんですよ。伊藤委員が今言われたことはそういうことですよ。もう返事はいいですけど、そういうことだと思います。

私は、病院をぶっ潰せと言っているのではないですよ。浜松市のために医療センターを地独法にして、なんとかして市民のために残したい。残したいんだけど一本立ちをする努力なりシステムを作らないと、いいじゃないかいいじゃないかでやっていくことはできないと思うんです。委員に原先生がいらっしゃるけど、原委員の職業は弁護士です。例えば弁護士が市の顧問弁護士になられたとした場合に、いや浜松市という公共の問題のために色々な仕事を受けるんだから、それはもう私は赤字でもいいですよと言ったら原先生は生活していられない。だから自分の立場に立って考えてみると実に分かりやすいですよ。原先生は他の刑事事件とか民事事件を引き受けられるからいいけれど、その仕事を専任にしていらっしゃったとしたら、公共事業だから赤字でもいいって言っていたら大変な問題になる。

そこで飯田副市長、山崎副市長、花嶋副市長さんに提案するんですけど、考えてみると今度医療公社の幕引きをするわけですね。医療公社の幕引きをして終わりにする。そして新しい法人が別で幕開けをする。そうすると先ほど医療公社の役員と新法人の検討会議の委員はほとんど一緒の人になってしまっている。これで過去を引きずるなって言っても無理だと思うんです。だから今の医療公社の役員と、新しい地独法をやる委員は別にしてやらないと。例えば監事もそうですけど、自分が監査してきたんですよ。それは監事も4.8%の給与の問題を認めていたということでしょう。その人が今度は「変えなければならない」と言う立場になるのは非常に気の毒ですよ。理事もそうですね。専務理事さんのところは充て職ですからちょっと抜きにしまして、今の財務部長さんのような方にもう一度やれと言って、今まで決めてきた人がそのまま「変えなくてはならない」と言う立場になるのは酷だと思うんですよ。全く新規に入れ替えて別個にしたほうがすっきりするのではないかと思いますし、どうも3回会議をしたけど入り口でつまづいていると漏れ承っております。これはあまり皆さんおっしゃらないから言うわけにもいかないけど、諸々のことが頭に浮かぶから前へ進められないという状況ですから、お気の毒な面もあると思います。だからそれを刷新しないと、前へ進まないのではないかと思います。3副市長の見解をお聞きしたいです。

山崎副市長

元々医師をどうするかという問題が多分一番大きいと思います。今までやってきた人がいきなり全部変わってしまったら医師がどうなるのかなということが一番心配です。そこはできればある程度信頼感のある役員がいたほうがいいと感じます。全く違う人に全部変えるのはどうかなと。それから医療

公社の現状の仕組み、現在の問題点といった辺りを知っている人達がやるということ。いきなり地独法に一日で変わるということではないと思いますので、その間をどう繋げていくのかということも必要だと思います。過去の医療公社の実績もありますので、簡単に全く別のものになりましたよというふうにはしないほうがいいのではないかと、というのが私の考えです。

花嶋副市長

いずれにしても、過去にしてきた中で色々な課題解決をこれから行なわなければならないわけですが、少なくとも今までの経緯、成り立ち、目的が当然あるわけですし、全ての役員の方が入れ替わるより、現状でもそれぞれの職員、医師の皆様方の今までの積み上げも十分あるわけですから、そういう意味で今山崎副市長からも話があったかと思いますが、そういう経過を踏まえたメンバー構成が必要ではないかと考えます。

飯田副市長

はい。理事のお答えにつきましては、検討会議は早く言えば新法人の設立発起人ですから、検討会議のメンバーの方に理事に入っていただくということで昨年11月にこういう形にしました。その際、やはりこれまでの経緯もあります。給与4.8%の問題にしても、3年くらいかけてもできなかったという難しい問題です。検討会議を3回開催させていただきましたが、前からのメンバーが委員にいらっしゃるから前に進まないということではないと私は思います。それだけ今難しい問題を検討いただいているものから、理事については今後さらに色々な方にやっていただくことは当然考えられるわけですね。現在色々とスタートしておりますので、色々なご意見、そして新規に検討会議の方も5人ほど入っていただきましたので、そういった中で進めながら理事について検討していきたいと思っております。

鈴木会長

医師の関係の理事は変えないほうがいいのではないかとのお話ですけど、医師出身の委員は、充て職の方は別にして全く新しく変わられたようなものです。だから今のメンバーを変える必要がないというのは私も同感です。だけどそうではなしに、理事は監事を含めてやはり人心を一新すべきではないかと思っております。医師については、私は何も反対いたしません。問題は、一般理事と監事を変える必要があるのではないのかなということ。皆さん非常に発言が慎重でいらっしゃるけど、本当の腹は、それだけ問題が個人のことになるから重要だということも言えるし、発言がしにくいんだろーと思っておりますよ。だからあっちへ配慮し、こっちへ配慮して言葉をよく選んで言わないと、なかなか言えない問題だと思うんです。ここでそれ以上のことはお聞きませんが、よく検討していただきたいと3副市長にお願いしておきたいと思っております。他、前に役員をやっていたら岡崎先生と、今度検討会議の委員になられた秋山委員に、感想なりお考えを述べていただければありがたいと思っております。

秋山委員

はい。私、委員をさせていただいておまして検討会議に3回出たんですけど、やはりすごく複雑で、まだ3回では見えていないのが現実です。大きく言うと、今まで間違っていたところや問題があったところがまだしっかり把握できていない状況なので、次の提案ができないのですが、少なくとも職員全員で、現在の病院が破産状態に近いことを認める必要があるんだろーと思っております。

先ほどのように賃借料を払わずに市が造った建物を使っている状況であるとか、本来の企業であれば引き当てるべき退職給付引当金を引き当てずに経営してきた。過去の経営についてはかなり大きく間違っていたということを前提に話をしないと進まないと思います。その上で、現状の経費や収益について細かい分析をして、看板の架け替えではなくて、中身そのものがガラッと変わったような病院を作ることをしなければいけないと思います。

先ほど井出委員から職員給与の話がありましたけど、医師についてはそんなに他の病院と変わらないと思うんです。ところが例えば聖隷病院は事務局にすごく経営能力があって、事務局が新しい経営計画ですとか提案をどんどん出して行って、それが反映されて聖隷病院の今があるわけです。しかし、医療公社では今はまだ事務局からそこまでのレベルの話が出てきていないわりには給与が高いんだろと思うんです。これは市全体に言えるんですよ。市役所全体の中で、企業であればこんな状況で収益が足りなくなったら、どうやって経費を下げるか、どうやって収益を上げるか真剣に考えるわけです。でも市役所に何年間かいれば、税収が足りなくなったら、税金をどうやって上げようかって一所懸命に考える人はあまりいないと思いますし、それなら自分たちの給料を下げても黒字にしないと金融機関がお金を貸してくれなくなって会社が潰れてしまうんだという切迫感がなくなるのが現実です。段々給料が高くなって、段々仕事が増える以上に職員が増えたのではないかと、色々なことがあるので、そういう意味では事務局も含めて、どうしたら少ない人数で効率的に経営ができるかを考えればいいと思います。地独法になる段階で経営の健全性とか効率性という言葉がやっと出てきたんですね。今まではたぶんそういうところはほとんど注目されていなかったと思います。経営という言葉自身は、公共ですので利益をたくさん出す必要はないので、利益なしでもいいと思うんですけど、少なくとも地独法になる段階で、本当に効率的な経営で、持続できるレベルの収益をちゃんとあげて、持続できるレベルに経費を下げていくことをできたら初めて地独法になれる。それができなかつたら潰すしかない。そのくらいのつもりで臨みたいと思いますし、皆さんも臨んでいただきたいと思います。

鈴木会長

岡崎委員。

岡崎委員

今まで皆さんがほとんどおっしゃられたので、私から申し上げたいことは、病院長先生はじめどちらかという経営についてはあまりノウハウや経験がおありでない方々に、かなり大きな負担がかかっています。医療センターは年130億円近い診療収入があるんですが、簡単に言えば一つの会社で売上が130億円あります。売上130億円の会社ですと少なくとも経営戦略室とか企画室とか、そういうきちっとしたところの経営スタッフが、給与の問題とか、赤字がこうなってますよとか、色々従業員の方々に今の状況を知らせながら進んでくる。医療公社でそれが今までできていれば、意識的にもかなり違ったのではないかと。そういうことが全然なくて、最終的に理事長や院長に対してあなた方は経営がうまくないねと言う。大変な責務を負っていただいているわけで、もちろん一つの組織として最終的には理事長や院長が責任を負うんですが、スタッフをどれだけ充実するかだと思います。特に地独法になりますと市から中期目標が示されます。市がこれでやってくださいねと言うことです。その中でどうやり繰りするかという経営の計画をきちっと立てて、実際に実行する過程でそれをチェッ

くして、しかもそれを分析して、経営陣である理事会に提案する。そのスタッフの部分を相当充実させんと、最終的には理事長や院長さんに負担がかかって結果としてうまくいかないですから、ぜひこのところを充実していただきたい。

先ほどから申しましたように、現在借金が181億円あるんですが、今回地独法にして「市から土地・建物・医療機器等の資産が承継されるなど、財産的基礎を有した運営でスタート」(資料P. 10)するということは、今までは「建物は医療公社のものではない。市のものだ。土地も市のものだ」ということで、医療公社にとって借金は自分達にはあまり関係ない話だったんですが、今回この財産を移すわけですね。土地も建物も機器も全部移すわけです。当然この裏側には、それに見合う借金が付きまです。全部が借金で行くか、一部は出資で行くか別として、少なくともこの財産について自分達のものになると同時に、それについてはお金の面で借金が付いてくるということです。この借金は返していかなければいけません。今の医療公社の状況ですと、先ほどから話がありますように、借金は市が肩代わりしています。その肩代わりの金額は毎年7.5億円です。ですが、今度自分達の土地・建物として所有することになると、その裏側の借金を返していかなければならない。返済の資源を考えると、それなりの収益、利益を上げていかなければ返せないわけですね。そうすると中期目標でそれが達成されなかった時はどうなるか。普通の会社ですと倒産です。その辺のところを全ての従業員の方々にきちっと理解していただいた上で、4.8%の給与をそのまま据え置いていいんですかということ。答えは明々白々です。19年度から22年度までで約7億円の余分な、余分と言うと申しわけありませんが、給与を払っていることになるわけですから、この辺も含めてお考えいただかなければいけません。単に地独法になれば借金も退職給付引当金の未引き当て分もチャラになってしまうなんて考えは全く間違っています。建物その他は移行と同時に当然借金が付いてまわります。それをきちっと返しながら、本当に運営するために、今のままでできるんですかというのが私どもの掲げる課題です。その辺も踏まえて、私から経営スタッフを充実してほしいということと、移行した場合の借金をどう返済するんですかということ。当然、皆さんがそれだけの努力とそれだけのものを削っていただかないと出てこないということをもう一度考えていただきたい。

会長がおっしゃったように、私も市民病院はなんとしても残していただきたいと思ひますし、このまま続けていただきたいと思ひています。また、公的に必要とするものは当然市がつぎ込んでいかなければならない。そこは先ほど話に出ましたように約9億円近いお金が毎年公的病院としてつぎ込まれています。これは当然市が負担すべきお金です。ただ、借金の返済は当然に市が負担すべきお金ではありません。地独法は、借金を自分で返していかななくてはいけない。その代わり、自分達の裁量で医療をやっていく。こういうものが買いたい、こういうものがやりたいということを自分達の裁量でできるという地独法のメリットもあります。どうぞその辺も踏まえてお願いしたいと思ひます。

秋山委員

私、今日は行革審の委員の立場と検討会議の委員の立場とを掛け持ちしているような気持ちがありまして、今の借金について一言だけ言いたいんですが、今までの建物や設備の簿価はかなりの金額になります。ところが実質的な現在の価値がどれくらいかという問題があって、簿価でそのまま評価されると難しいのではないかと思います。ちなみにアクタワーは第一生命と三菱地所がお金を出して約千百億円で建てましたが、一説によれば百億円以下の金額でオリックスに売却されて、それ以降のオリックスはアクタワーの経営を非常に楽にやっているはずなんです。そういうことを考えると、

簿価でそのまま病院が引き受けたのでは多分病院の経営は成り立たなくなります。そこはしっかり考えた上でやっていただければと思います。

それからもう一つは、だからといって現実に借入の返済もできないような赤字体質の病院を存続させる必要はないわけですから、地独法になる段階までに少なくとも4.8%の給与の問題について合意をして、黒字体質を作ってから地独法になることが必要です。黒字体質については、今の高い借入の金利であるとか、高い金額の設備をそのまま移して黒字にするのは無理だと思います。そこをしっかりと適正価額で計算して、病院の経営が黒字になるという状態を作ってから、地独法に移行できたらと思います。

鈴木会長

ありがとうございました。今、秋山委員から不動産を簿価で評価すると経営できませんよという話がありました。これは、「人・モノ・金」で、「人」も簿価ではできませんと付け加えていただかないと、また誤解を受けてしまいます。不動産だけ安くしてもらってということではなくて、「人・モノ・金」の全てで簿価の見直しをしてください。こういうことでよろしいですね。

長々と論議が進んでおましてなかなか尽きませんが、今、各委員からお話がありましたように、現在の説明ややり方では、行革審としては納得できない、理解できないという立場です。この問題は継続審議をさせていただき、もっとクリアにさせていただく。そういう点では先ほどの委員の問題と、それから検討会議を公開でやっていただくことも必要だろうと私は思います。

今日の新聞で「かんぼの宿」の話が出ました。今日の新聞をご覧になって、皆さんがどう思われたかは知りませんが、「かんぼの宿」の稼働率が70%以上とか85%以上でも赤字なのはなぜかということが書いてありました。だから今、私が思ったのは医療センターが「かんぼの宿」と似てきたのかなど。どっちが似たのかは知りませんが、その辺を参考にさせていただきたい。

職員給与対比医療収益比率が55%を上回っていたのでは赤字になりますよ。今の秋山委員の話にあった不動産はどうなのか知りませんが、行革審が提案したのは公立黒字病院の職員給与対比医療収益比率は平均48.7%だから、7%くらい下げなくてはいけない。こういう状況だということと、「かんぼ宿」の話と併せて、もう少し歯切れのいい結論を出していただきたい。医療の公共性だとか緊急、救急医療はどうだなんて言ったって、赤字でどうするんですかって言われたらどうするんですか。先ほどの息子の家の話ではありませんけど、運営していけませんよ。市民の皆様は、ジャブジャブの赤字になってもいいから医療センターを残せとおっしゃらないと私は思うんです。民間病院がいくつもありますね。聖隷病院さんをはじめ遠州病院さん、日赤病院さん、色々な病院がありますから、それらを考えてやっていただくということと、もう少し歯切れのいい改革を示していただくことをお願いして、ここで議論を打ち切るとか終わるのではなく、引き続き継続審議するというので、今日は終わりたいと思います。

職員数について

鈴木会長

引き続きまして次は職員数の問題に移りたいと思います。これは総務部長さんから説明をお願いいたします。

鈴木総務部長

それでは総務部長の鈴木です。職員数について私から資料に基づき説明します。いくつか内容がありまして、まずは今まで人件費のコスト削減に向けて取り組んでまいりましたので、その経過、来年度に向けての予定、更にはそのベースとなっております定員適正化計画の内容等についてもお示しをいたします。それから人件費のこともありますが、本庁、区役所等でどのような職員数の配置を予定しているかについても併せて説明します。最後に、職員を減らしてきておりますけれども、そうかと言って残業が増えては仕方がありませんので、状況実績と今後の取組み等についても説明させていただきます。

まず、人件費の状況です。21年度をご覧いただきたいと思います。新年度は前年に比較して職員を157人減らし、5,950人でスタートしたいと考えております。報酬は、我々一般行政職員とは違い、例えば市長、副市長の特別職、更には市議会議員、また職員を補完する定例的な業務を担っております非常勤職員等に対して支給されるものをいいます。この金額が年間37億円ほど予定されています。次に一般職員の給与等ですが、ここで給与と示しておりますのは月々支払われる給料、期末勤勉手当等の職員手当、更には職員が今後必要とされる年金の資金や健康保険などに対する負担金であります共済費などが含まれており、年間455億円ほど見込まれています。こうした報酬と給与の合計は492億2,100万円で、これが予算に反映されています。前年の20年度で比較しますと、合計金額の差額である11億1,300万円の人件費コストを削減しています。しかしながらこの人件費の削減効果は20年度では約19億円、さらにはその前年度の19年度では20億円ありましたので、少し削減額が減っている状況です。この理由として、報酬が20年度は35億円だったものが、21年度は37億円と逆に増えています。この増えた理由は、21年度には衆議院議員選挙、県知事選挙が予定されており、そうした選挙事務に関わる立会人等に支払われる報酬が約1億4,000万円増えるという内容が主なものです。更には給与をご覧いただきますと、467億円から455億円に12億円ほど減っております。しかしながらこれは19年度と20年度で比較しますと、その削減額が減っております。19年度から20年度にかけては約18億円減っているのですが、逆に20年度から21年度にかけてはその減り方が少なくなってきました。この内容は、先ほど申し上げました年金、健康保険などに必要な共済費の負担率が上がることになり、約2億5,000万円増えてくるという状況があるため、20年度に比べてさほど減り方が多くないという結果です。そうしたことに基づきまして前年度との差が11億円ほどになっています。それから人件費は確かに減ってきてはいるんですけど、実はその減る方法としまして、今まで説明をしましたが、アウトソーシング、つまり直営でやっていた仕事を民間事業者にも効率的にお願いをするという業務委託をしています。委託をすると、新たに人件費分が含まれた委託料が増えてきます。その増えた金額が書いてあります。3億3,400万円ほど予算上では予定されていますので、実質人件費のコスト削減額としましては、11億円から3億円を差し引い

た7億7,900万円が実質的な削減効果だと整理したものです。

ベースとなる定員適正化計画は、18年度から22年度までの5か年で作っています。その内容の主なものは、減として今申し上げましたアウトソーシングで618人、事務の効率化等で360人減らす等があります。しかしながら増要因もあり、市民生活直結部門の充実ということで、子ども政策を充実するため相談業務の職員を増員するとか、滞納整理の強化をするためにスタッフの増員を図るので277人。更には政令市に移行することにより、新たに担わなければならない業務が増えます。例えば国道や県道などの道路の維持管理のため、更には児童相談所等の新設業務のために159人の増員が予定されています。そうしたものを合わせて相殺しますと590人のマイナスです。更に平成17年7月に12市町村が合併した際に組織の再編、つまり管理部門等で不要のものを圧縮した60人の削減を踏まえ、合計で650人を減らしていくという元々の定員適正化計画があります。

その計画に沿った実際の進捗状況です。20年度の計画は143人の減で、実績は155人の減になりました。定員適正化計画では21年度に147人の削減を予定していましたが、現在の計画では157人減としています。22年度は予定ですが、これを合わせた計として698人。もちろん一部前倒しもありますが、650人に対して更に48人上回る形での削減を予定しています。

次に一番直近の来年度の職員の内容です。前年に比べ157人削減して5,950人とするもので、その減と増の詳細な内容ですが、増のところをご覧くださいと、一つには消防ヘリコプターを今年購入しまして、21年度から航空消防隊を設置します。このためにパイロット等の職員の9人増があります。22年度には国勢調査が予定されておりますので、その準備のために8人。天竜区を中心とした中山間地域の新たな振興対策をする職員3人などを増やしていきたいというものです。減は大きく括りますと3つほどあります。一つ目はアウトソーシングです。施設の維持管理等に民間活力を利用させていただいて、人件費を含む経費の削減を図る内容です。学校給食業務で26人。それから同じく学校の用務員業務で21人。また、救護施設で身寄りのない障害を持った方々が生活する施設であります西山園の施設維持管理業務の委託化で16人。更には下水道の南ポンプ場と西ポンプ場の2箇所のポンプ場を民間の方々にお問い合わせするという11人があります。二つ目は非常勤職員、再任用職員の活用です。非常勤職員とは、我々一般行政職員とは違いまして、定型的な、市職員の仕事をお手伝いしていただくような業務を担っていただく方々です。我々一般の職員は週40時間働きますけども、非常勤職員は週30時間の勤務で、月額報酬が約15万円です。一般職員の仕事を、非常勤職員に振り替えていくということです。さらに再任用職員というのは、20年度から導入していますが、一般職員が定年退職した後、今までのキャリアを生かす形で今後も市の職員としてお手伝いをしてもらう職員ということで、週26時間の勤務で給料は月額約14万円です。こうした再任用職員の人達に一般職員の仕事をお手伝いしてもらうことにより職員を減らしていくというものです。三つ目の事業終了と業務の見直しの66人ですが、これは一つ目には新清掃工場が完成し、新水泳場が通称トビオとしてオープンいたしました。こうした業務終了の関係で13人。それ以外にも組織再編等でマイナスがあり、そうした内容を含んでいます。

それから本庁、区役所等の色々な職場がありますので、その割り振り状況です。21年度では本庁の職員数は2,279人で前年比59人の減、区役所は7つの合計が1,470人、前年比36人の減をす

るという内容です。区役所の内訳ですが、東区役所と南区役所は16人の増になっています。この理由は、来年度に向けて保健所を再編し、鴨江の保健所と浜北の保健所支所の2つに統合します。今までは西、北、浜北、天竜にありました保健所支所の業務を見直しましてマイナスし、必要最小限の業務を全て同じように配置することに伴い、東区役所、南区役所に健康づくり課を新設し、それぞれ職員を19人、18人増やします。しかしながら再編ですので、トータルではマイナスが図られています。

その他の部局です。まず消防ですが894人となり、2人の増となります。これは先ほど申しあげました航空消防隊9人の増が理由です。上下水道部は327人で20人の減です。これはポンプ場の委託化が理由です。教育委員会は890人となり、44人の減です。これは先ほども説明させていただいた給食と用務員の業務委託化があります。それらを合わせて62人を減ずることに伴い、市長事務部局以外では合計157人減らすという配置計画です。

次に今までに少し申しあげましたアウトソーシングです。アウトソーシングの関係で、我々は技能労務職をできるだけ減らし、効率的な施設の維持管理を図っていききたいという予定があります。そこで採用、退職、任命換え職員の状況ですが、技能労務職は採用が21年度には1人です。これは知的障がい者を別枠で政策的に採用するもので、それ以外に退職者が47人います。しかしながら先ほど申しあげましたようにアウトソーシングをできるだけ促進させたいということがありまして、アウトソーシングしてもその業務に関わっていた職員が全員退職するわけではありませんので、その他の職員については、先行研修をする中で行政職への任命換え職員として配置します。技能労務職を85人減らす上で、39人が行政職への任命換え職員です。この任命換え39人と新規の採用が129人ありますが、退職者が240人ですので、差し引きで行政職は72人減ることになります。21年度当初の職種の内訳は行政職5,320人、技能職630人です。参考として申し上げますが、技能労務職は市町村合併した17年度は1,095人だったのが21年度当初で630人になります。

職員を減らしておりますが、時間外勤務、つまり残業が増えてしまうとこれは元も子もありませんので、そうした状況の説明です。まず、18年度と19年度の比較です。時間数は19年度の年間実績で67万5,000時間ありました。残念ながら前年と比較しますと5万3,800時間ほど増えてしまいました。8.7%の増という結果です。ここでの増の理由は19年度に政令市になり、新たな業務を担うことになりまして、不慣れな部分が多くありました。なおかつ7つの区役所ができ、新体制で区役所業務が始まりました。そうしたところで結果として増えてしまったものです。しかしながら20年度は前年対比では12月末までの実績で約5万時間減らしており、率では10.1%の減となっています。

19年度増えたことについて手をこまねているわけにはいきませんので、その対応策です。19年度実績、更には20年度の毎月々の実績を見ながら、一人当たり月平均30時間以上時間外勤務が実施されている所属長については、呼び出してヒアリングを行ない、縮減策を提出させ、確認しております。また、対象が30時間以上だけではいけませんので、それ以下の時間の所属長等についても随時ヒアリングを実施しています。例えばイベントを臨時にやらなければならないというような物理的な事情もありますので、そうした職場につきましては非常勤職員を新たに配置するなどの対応も行ないました。いずれにしても、時間外勤務はワーク・ライフ・バランスの観点からも今後も減らしていきたいと考えております。

今まで人件費について説明いたしました。定員適正化に取り組んでおりますが、22年度は目標予定がマイナス149人ですので、その実施を着実に確保する中で、全計画の目標を達成していきたいと考えております。しかしながら更なる定数の削減、人件費コスト等削減を目指し、新たな23年度以降の定員適正化計画を作っていきたいと考えております。説明は以上です。

鈴木会長

どうもありがとうございました。それでは委員の皆さんからお話なり質問なりしていただきたいと思えます。はい。どうぞ。

伊藤会長代行

減員の要因として、アウトソーシングの活用で618人というのが非常に大きいウエイトを占めているわけですが、アウトソーシングをして、先ほどもご説明の中にありましたけど、その仕事を外部に出したとしても、今まで働いていた職員がそのまますぐに減るわけではないですね。アウトソーシングしたタイミングで退職される方もかなりいらっしゃいますか。

鈴木総務部長

定年退職の他に勧奨退職制度を敷いておりますので、そうした制度に乗って、定年退職者数にプラスで退職される方も多くいらっしゃいます。

伊藤会長代行

民間企業ですと、私どもがアウトソーシングをするような時には、その業務に従事していた従業員は業務に精通しているということも含めて、例えば将来の転籍や出向の制度を設けたりします。業務委託、アウトソーシングによって委託のコストが高くなる一方で、その従業員をどうするんだということで悩まないよう、できるだけ努力をしているわけです。民間企業でも全員が転籍や出向になるわけではありませんが、公的な、市の場合にはその部分はどうなっていますでしょうか。

鈴木総務部長

はい。今お話がありました転籍的な取扱いというものがどうか、他の自治体を調べてみました。そうしましたところ、いわゆる現業部門で転籍した職員がいましたが、それは全て非常勤職員もしくは臨時職員の転籍でした。したがって我々が現在把握している状況の中では、一般職員が転籍した事例はありませんでした。やはり退職者よりもアウトソーシング対象となった業務に従事していた職員が多くいますので、それらの職員についてはできるだけ新しい職場、新しい仕事にスムーズに馴染めるよう、又は仕事に打ち込めるようにフォローの体制を取ると共に、しかしながら一部では馴染めない職員もおりますので、そうしたことを課題として認識しながら、一般職員の転籍などについてもぜひ勉強していきたいと思っております。

伊藤会長代行

どちらにしてもアウトソーシングをしますと、瞬間的には市職員のある部分が残りますから、コストがたぶん上がっているということだろうと思います。その残った職員の方々を、教育訓練も含めてどう活

用するかということ。その中で任命換えというように職種も変えるということもあるんでしょうけど、そういった意味では非常に慎重にアウトソーシングをすべきであって、全部アウトソーシングすればいいんだということではないと思います。それから説明でもありましたように、アウトソーシングの委託費の経費を見ずに人件費だけを見ますとかなり減っているつもりになります。21年度も人件費は11.1億円減ったという統計が出ているんだけど、実際には委託料が3.3億円増えている。実質で減っているのは7.8億円ですから、そこをよく見ながらお願いしたいと思います。アウトソーシングで浮く職員の能力や活用といった部分も含めて、計画をちゃんとしながら効果の検証もしていただく必要があるのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

高柳委員

職員数、人件費ということでは私は前にも二点ほど申し上げました。今、伊藤委員からアウトソーシングの話が出ましたが、「民間でできることは民間に」ということで、やめてしまうべき事業があるはずだと思います。やめてしまうということまでしないと大変なことになるということです。浜松市の高齢化率は去年10月で確か20%台だったんです。大雑把に言うと、おそらく、今年4月1日の高齢化率は21%台に入るはずですよ。もう部長の皆さん方もご存知だと思います。この調子でどんどん行ったらダメですよ。年金だとか色々あるでしょうけど、65歳以上の高齢者で所得を得ている人はそんな多くないんですよ。そうすると結局公務員を多く雇うことができなくなるから、ではどうしたらいいんだという話になる。やめてしまうということでは、例えば60万人だった旧浜松市の中に公民館がある。あれは基幹の公民館以外は地域の公民館です。総務部長もご存知だと思います。公民館の大小はあるんでしょうけど、並の規模のところでは市の職員は何人くらいいるんでしょうか。

鈴木総務部長

公民館では非常勤職員をセットで職場配置しておりますが、3人から4人おります。

高柳委員

3、4人ですね。数はいくつぐらいあるんですか。大雑把な概数で結構です。

鈴木総務部長

旧浜松市の中学校区単位にありますので、約30あります。

高柳委員

公民館は地域のための施設ですよ。仮に南部の人が北部の公民館に行ってもいいわけですけど、大雑把に言えばその地域での使用頻度が一番高いと思っていいですよ。その地域のための公民館を市役所が造ってくれたなら、使い方や色々な受付くらい地元の人が無報酬でできないんでしょうか。その地域のために造ったはずですよ。例えば私のところには庄内地区の公民館があります。田舎ですから庄内地区の人がほとんど使う。体育館もそうですよ。神久呂、伊佐美とか人口の少ないところ、人口密度の薄いところは大体地元の人が使うんですよ。そうしたらわざわざ地元の皆さんのために市が公民館を造ったんだから、地元の自治会などで運営から面倒を見てほしいということ。

もう一つ言えるのは、雇用の形態はどうあれ市職員が遊び事の先生になってリードするなんていう時代でしょうか。市役所がそこまでやらないとまずいでしょうかね。昔踊りとかお茶とかお花とか講座を色々やっていました。それはもう終わりましたよね。パソコンも終わった。英会話も他にもたくさんあるから終わった。もうそろそろ手を引きませんか。高齢化率がもうすぐ25%に達しますよ。25%ということは、4人に1人が年金暮らしの人だということですよ。そんな時に相も変わらず地域のために造った公民館を自分達で運営ができないなんておかしいと思いませんか。地域の人のために造ったんですよ。だから考え方を改めてほしいと言っているわけです。だからやめるべきだということです。アウトソーシングではなくてやめる。その代わりに、建物のメンテナンスについては別途考えればいいので、毎日やるのかやらないか別として、自分達の地域のために造られたのだから、お掃除ぐらい地元の人達でやるというシステムを作らなければやっていけないのではないのでしょうか。地元がそういうのは嫌だというなら公民館は閉鎖して売却して処分すればいい話だと私は思います。そういう時代がもうすぐ目の前に来ている。産業界も先ほど話があったように大変で、高齢化でまた大変で、浜松だって産業が駄目になったらあつという間に北海道の夕張市ですよ。産業があるから初めて80万人の市民がいるというだけの話で、産業がゼロになったら収入は無いですから夕張市と一緒にです。

それから言っているかどうか難しいんですが、これは私の意見で審議会全体の意見ではありませんけど、合併された地域がありますね。例えば旧浜名郡2町、旧引佐郡3町、旧浜北市。職員が多いですね。60万人の旧浜松市の地域では今言ったように公民館の3人をカットすれば市民サービスセンターだけが残る。そこでは88の業務をしている。この会場には多くの皆さんがいらっしゃいますからお聞きしたいんですけど、市役所、あるいは市民サービスセンターへどうしても行かなければならなかったことは年に何回あったでしょうか。市民サービスセンターですよ。私は行ったことないですね。なぜかと言うと必要がなかったから。せいぜいあったとしても印鑑証明くらいでしょう。そんなもんです。だけど、旧浜名郡2町や旧引佐郡3町へ行くと職員が何十人もいます。旧浜松市は市民サービスセンター1箇所あたり1万5~6,000人から2万人が住んでいるけど、市民サービスセンターなんて職員がたった3人で足りていますですよ。それで不平、不満が出ていますかと言ったら私は出てないと思います。私は舘山寺に住んでいて市役所本庁まで15キロです。私の地域で市役所が遠いと言った人は1人もいません。そこに市民サービスセンターが出来てより近くなった。当然文句を言う人は誰もいません。ただ、今回新たに合併したところは色々相談を今まで密にやりましたから、相談事だけはよく分かる人が市民サービスセンターに配置されないとトラブルの元になるかもしれませんね。多少不満は出るかもしれませんが、そういう意味で業務を総ざらいして見直し、切れるものが何かないか。高齢化で山奥は大変だという話も分かります。でも高齢化なんていっても市役所の職員がマンツーマンで市民の面倒を見るなんてことは不可能です。税収がないんですもん。ですからそういう考えで業務全般を全部見直して、改めて別の定員見直しの数字を作ってもらいたい。業務カットを当然やらなくてはいけない。合併したところには大変ご迷惑を掛けるかもしれないが、慣れれば私達と一緒にです。ただ、市役所なり役場に行ったら人がたくさんいるから安心するということでは、職員が減ると寂しいという思いはあるかもしれません。でもそんなものは5年も経てばもう十分慣れるはずですよ。我々もそうだったんです。ですから業務全般の見直しを別の視点でやってほしいと思います。

鈴木会長

私から質問させていただきます。職種別採用、退職、任命換え職員数の推移という表(資料P. 8)がありますね。この行政職5, 320名の中に、任命換え職員が全部で239名いますね。これは技能労務職からの任命換えと理解していいわけですね。

鈴木総務部長

はい。全くそのとおりです。

鈴木会長

そうですね。その技能労務職が任命換えで行政職に変わるのは、アウトソーシングをして、定年退職される方、勸奨退職でやめられる方、配置転換をされる方、色々やったけど実は239人余ってしまった。だから試験をして行政職への任命換えをおやりになった。こう理解していいですか。

鈴木総務部長

はい。そのとおりです。

鈴木会長

そうですね。そうすると、平成18年度より前は、技能労務職の方が試験を受けられて任命換えされたのは数名にとどまっている。だけどアウトソーシングを始めてから任命換えが大変多くなった。これも事実ですか。

鈴木総務部長

はい。事実です。

鈴木会長

結局アウトソーシングが始まってから、退職とか配置換えだとか色々しても余った人はほとんど行政職に任命換えをしたということですね。それでよろしいですか。そうしますと、先ほどの伊藤委員の質問に関連するんですけど、アウトソーシングをやって239人を任命換えしなくても、その仕事を民間へお渡ししたら、市の職員5人なり10人がその民間企業に出向して、引き続きその仕事をやってもらえればいいと思うんですが、皆さんのご意見では、確か法律上公務員は民間へ出向できませんということだったと理解しているんですが、そのとおりですか。

鈴木総務部長

本人が転籍に同意するとか、転籍しても構わないという話があれば、それは制度的に開かれております。しかし基本的に地方公務員につきましては、そうした内容を前提にした制度となっていません。もう一つは、定年まで公務員として働くという意味を持って普通は市役所職員として採用されてきていますので、浜松市もそうですが、他の自治体でも、そういう実績はなかったということです。

鈴木会長

今の総務部長の話は、市職員をやめて転籍するという事だけど、私が申し上げているのはそうではなくて、市の職員のままで出向をするということ。アウトソーシングで民間に仕事を渡しますね。民間に仕事を渡してからも、市の技能労務職の身分のままで民間の仕事に従来どおり携わっていただくという話なんです。

鈴木総務部長

市の職員の身分のまま例えば外郭団体等に派遣出向している職員もいますし、民間に研修で出向、派遣している職員もおります。ただ、市が担うべき仕事を民間にお願いをしていく場合については、そのような状況はありません。はっきりしたことを申し上げられなくて申しわけないですが、なかなか難しいかなと思います。

鈴木会長

皆さんが始めにおっしゃった時は、アウトソーシングをすることによって技能労務職の職員が余る。その方を行政職に任命換えしないと行くところがない。だから任命換えなさっている。私が言うのは、例えば市の職員の給与が月額30万円だったという場合に、15万円ならアウトソーシングで仕事を引き受けますよと民間企業が言ったときです。こうしたことが快々にしてあるんです。そのときに、15万円を市が負担して、15万円はアウトソーシングをした民間からいただくということで、市の職員の身分はそのままで、定年を迎えるまで仕事をやっていただくことができるのではないかと思います。私が静岡県に聞いたらできるというんですよ。市のあなた達は法律でできないと言われたけど、実際はできるのではないですか。

鈴木総務部長

申しわけありません。少し勉強不足なものですからはっきりお答えできないですが、そういう方法が民間でなされているということは以前聞きました。ただ、私の情報ではまだまだ不足している部分がありますので、そこは早急に研究していきたいと考えます。

鈴木会長

分かりました。研究なさっていらっしゃらないから研究していただく、検討していただくということはいいことだと思いますが、何年もかかって検討するのではなくて、もうアウトソーシングで任命換えが始まった18年度から4年目を迎えるわけです。そういうことで先ほど高柳委員の指摘した、やることとやらないこと、もうやめてもいいではないかという事業もある。法律の解釈はよく行と行の間、行間を読めと言われるんですよ。法律を勉強した人は学生時代、皆それを言われるんですよ。そういう点で、総務部長はいつ部長になられたんですか。まだ研究されていないのは、むべなるかなだと思いますけど、早く勉強して、検討していただきたいと思います。

そこでこの任命換えの239名の方々は、本庁と区役所に分けた場合には、ほとんどが区役所へ配置されている。ほとんどというのは80%ぐらいを指して私は言っているんですが、それは事実ですか。

鈴木総務部長

21年度はまだ配属先は決まっておられません。20年度では任命換え職員は200人いました。その内訳としては、半分の100人が区役所におります。

鈴木会長

20年度の任命換えは51人ではなかったですか。

鈴木総務部長

今私が申し上げたのは、18年度から20年度までに任命換えになった全員の配属先として、半分、100人が、20年度には区役所に配属されているという内容です。

鈴木会長

それで区役所では、窓口で色々聞いても分からないということ。私が指摘したのは、18年度から技能労務職の行政職への任命換えが急激に増えたこと。試験はしているけど、18年度は50人、19年度は99人というように、ほとんどの人が合格しているという状況を懸念しています。

それから、任命換えになった職員の皆さん方は区役所に配属をされている割合が高く、区役所でトラブルが非常に多いという苦情が出ている。それから、アウトソーシングなさって人件費が減らしたら、技能労務職の給料表から行政職の給料表に変わるために、2年くらい経過すると給与が以前より高くなるという話も聞いたんです。それは事実ですか、事実ではないですか。

鈴木総務部長

今お話がありましたように、一般行政職の給料表と技能労務職の給料表は違います。単純な傾向として言えるのは、35歳までの若手職員の間は技能労務職の方の給料が高いです。それを過ぎますと逆に一般行政職の給料が良くなります。そこが分岐点の目安になりますので、35歳までに技能労務職から一般行政職に変わった場合は給料が下がる。35歳を超えてから変わった場合は逆の話になります。そういう傾向があります。

鈴木会長

そうしますと、実績で結構ですが、35歳以下で給与が下がったという数はどれくらいあるのでしょうか。

鈴木総務部長

少し時間をください。調べてすぐお答えします。

鈴木会長

本当に減っているかどうかよく調査しておいてください。

それで次に、市長事務局の職員数の増減の説明が先ほどあって、東区役所と南区役所は16名ずつ増える(資料P. 6)ということでした。他は減ってますけど。その説明は、保健所を再編成することでした。保健所を再編成するから減る。減るけど他のことをやるから増える。保健所を再編成して

実質16人減るんだけど、他のことをやるから16人、16人で計32人が純粹に増えますということですか。

鈴木総務部長

他の西区役所、北区役所、浜北区役所、天竜区役所には今まで健康づくり課という部署、業務がありました。ですから今回新しい課は新設されません。しかし東区役所と南区役所につきましては鴨江の保健所がそうした業務を担っていましたので、健康づくり課はありませんでした。今回各区役所の健康づくり課でやっていた仕事を相対的に見直し、区役所でやるべき仕事を減らしましたので、その他の区役所は減る形になります。南区役所、東区役所の職員は増えますが、保健所を再編してトータルでは3人マイナスできました。

鈴木会長

保健所の再編成で3人減って、他で増えたということですか。

鈴木総務部長

他で増えたというのはどういうことでしょうか。

鈴木会長

保健所を再編して、2つの区役所に健康づくり課を作ったことでトータルでは3人減るけど、2つの区役所に健康づくり課を作るから、その部分では増えるということですか。

鈴木総務部長

はい。

鈴木会長

分かりました。それから、夢のまた夢の話で、お答えいただければお答えいただかなくても結構ですけど、夢の話とはどういうことかと言うと、実現不可能な話だから私は夢だと言っているんですけど、今職員が全員で5,950人ですね。もし区役所を廃止してしまったら、職員は何人ぐらい減るんですか。私が少し聞いたのは1,000人から1,500人ぐらい減るのではないかという話。実現不可能な話ですから大体でどうでしょうか。山崎副市長、どのくらい減ると思いますか。私の申し上げた1,000人から1,500人減るというのは、当たらずとも遠からじなのか、いや、もっと減るとおっしゃるのか。

山崎副市長

今区役所に1,470人の職員がいますから、区役所を廃止すると1,470人いなくなるということだと思います。

鈴木会長

だけど区役所を廃止しても今度は本庁に専門家を置いておかななくてはいけないから、全員が減るということではないはずですね。専門家を各区役所に分散させたことによって、もともと専門家一人で

済むところが延べ二人置いてあるということで職員が増えていることは理解できるんです。まあいいです。夢の話ですから。そういうことも市民の方々は理解していただいおく必要が私はあるのではないかと思います。我々会社でも、一箇所に集中する場合に比べて、営業所を設けた場合には人数がどうしても増えてしまう。極力営業拠点を少なくすることを民間企業ではやっているんですね。ありがとうございました。

それから非常勤職員や再任用職員では、市役所にお勤めになっていらっしゃるって60歳で定年退職された方々を、やはり再任用職員として採用して活用なさることが一番良いことだと思うんですけど、試験をやるとか面接をやるとか、業種を決めるとか、なにか促進策をとっていらっしゃるんですか。先ほどお聞きすると大体週26時間で14万円という給料だとお伺いしたんですが、案外、半日出勤で午前と午後で二人をペアにするというようなことをやると、60歳を過ぎても割にやりやすいと思うんですけど、新規採用との関係と活用ということで、その辺はなにか積極策をお取りになっていらっしゃるのか、なるべく採らないようにしているのか。あるいはどういう用途で採っていらっしゃるのか。この辺を説明していただきたい。

鈴木総務部長

はい。先ほど再任用職員のことをお話させていただきました。これは20年度から新たに取り組み、また取り入れた話で、短時間勤務で仕事をして、ワークシェアリングに近い話で予定された勤務時間を前提としている職員です。したがって人件費コストも一般職員に比べれば相当低いレベルになっております。定年退職者が毎年200人を超える状況が26、27年度辺りまではずっと予定されておりますので、再任用職員を希望される職員も、これから益々増えてくることが予想されます。したがって、できれば定員適正化計画を新しく作る際には、再任用職員の活用を踏まえた職員の削減を図っていきたく考えています。なお、再任用職員が増えてくるという状況がありますので、非常勤職員を安易に増やしていくという話にはなかなかありません。しかしながら、実際に戦力として市民窓口センター等での業務にあたってくださいている方、または募集をしますと非常勤職員で応募される方が非常に多いですから、そういう方々の状況を踏まえて、それなりの職員数を確保していきたいと思っております。

鈴木会長

他に委員の方、何かどうぞ。残業の問題も含めてお話をいただけたらと思います。

秋山委員

三つあります。まず、区役所については7つの区役所があることによって、非常に業務の重複化が起きているのではないかと思います。本来であれば市民サービスセンターのような、要するに市民向けのサービスをするところは充実すべきだと思うんですけど、区役所に人が多すぎるのではないかと思います。その区役所については、一昨年に行革審で、区割りの見直しを検討している人は何人いるのかと質問させていただいたんですけど、現時点で市役所の中で区割りの見直しを検討している専任の職員の方は何人おられるのか、教えていただけますか。

鈴木総務部長

今、私達が色々と検討している内容でのレベルは区割りの検討以前の区の役割です。本庁の役割との分担を見直していくために、行政経営課を中心に作業を進めているところですので、区割りの仕事、区割りの見直しを担当している職員は今のところいません。

秋山委員

それが大間違いなんですね。「ひとつの浜松」という言葉で鈴木康友市長が当選されたわけですから、当然「ひとつの浜松」にするためには今の区割りを前提にはいけないんだと思います。7つの区割りを前提にしているからなかなか人が減らないんですから、区割りを変えたらどうなるかというシミュレーションをすべきだと思います。なぜそれが実際に行なわれていないのか、非常に大きな疑問です。

二番目の質問ですけど、市役所の中でイノベーションはどの程度できているんでしょうか。企業は無駄な仕事を無くすため、あるいは人がやらなくてもいいことをやらないために、色々とオフィスオートメーション化をして、どうしたら無駄な事務処理をしないで済むかをしているわけです。そうした業務の見直しというイノベーションでは二つあって、一つはコンピューターの利用です。コンピューターを利用した事務合理化に対しての予算は年間どのくらいあるのか。それからもう一つは業務分析です。市役所あるいは区役所の職員で時々感じるのが、結構年齢の高い方で、暇そうに新聞を読んでもような人が結構います。そう考えると、一人ひとりの人間に対して、この人は一年間で、あるいは一ヶ月間で、一週間でどのくらいの業務、実務をしたのかという業務分析をしているのか。

事務処理の合理化、事務電算化のための予算を年間でどれくらい用意しているのかということと、業務分析をしているか、業務分析をするような仕組みを作っているのかという二点について、お答えをいただけたらと思います。

鈴木総務部長

業務分析をする仕組みということについては、元々、行政経営計画という計画を策定し、それを毎年度必要に応じて調整しながら、今は変更しながら、業務の見直しをしております。それに加えて本年度は限定的な話でしたが、事業仕分けを行ないました。なおかつ来年度に向けては全業務の業務仕分けをして、業務の要・不要または無駄の有無を確認したいと考えております。

一番目の質問に対しては、申しわけありませんが今整理ができておりませんのでお答えできません。

秋山委員

企画部長さんはいかがですか。

清田企画部長

私もその点について整理できておりません。今、お答えができない状況です。

秋山委員

市役所の中のIT化が全然できていないんですよ。昨日、北海道県庁の方が講演の依頼で来たん

ですけど、ちゃんと名刺の中にメールアドレスが入っているんです。それで「何年前からメールアドレスが入っているんですか」と聞いたら、「もう大分前なので忘れてしまいましたが、10年くらい前ではないですかね」ということでした。要するに、外の方とやり取りしたら、当然その後メールのやり取りがあるわけですけど、市の方と名刺交換をしても誰にもメールアドレスが入っていないんです。そんなことで本当に市民とのやり取りができているのか。事務処理が上手にできているのか。本当に心配になるくらいITについての取組みが遅れているのが現実だと思います。

業務分析については、先ほど事業仕分けという言葉がありました。その時の事業仕分けを見にいきましたけど、全然分析ができていなかったですよ。どんな業務がどの程度あって、その業務は一人平均何分くらいかかっている、それを年間何人の職員がどれくらいの市民のためにしているかという分析を全然しないで、この業務が要るか要らないかを考えている。そんなことはコンピューター化をして、コンピューターの上で仕事をすればログがとれる。業務がどう行なわれたか、全部データで残るわけです。業務の電算化もできていないし、電算化したことによる分析をして、業務の合理化をするという作業が全然できていないのが今の市役所の状況ではないかと思います。

それから三番目は、これも嫌な話かもしれませんが、根本は職員の総数です。19年度、20年度、21年度に退職者がせっかく大勢いるんですよ。団塊の世代の退職者がいて、せっかく職員の総数を減らすチャンスなのに、新卒をたくさん採用しているから、総数が減っていないのではないかと感じます。それで総数を減らしたら当然業務は厳しくなって忙しくなるわけです。でも、忙しくなれば忙しいなりのやり方があると思います。忙しくないから、電算化しようとか、一人ひとりにメールアドレスを持たせようかという話をしたときに、全然やる気が無いのが現状だと思います。

鈴木会長

ご意見が色々あるかと思いますが、会場の都合で時間が12時までと制約されています。それで時間外勤務について、縮減するための対応はここで私一々申し上げませんが、民間会社はものすごくやっているんですよ。浜松には民間会社がいっぱいあるわけですから、一度そうした企業の人事担当にどういうことをしているか話を聞いてくださいよ。こんなやり方では減りません。以前1%減らすのが削減目標だとおっしゃっていましたがね。有高委員が、目標1%減なんていうのは誤差の範囲内ではないかと指摘されていた。だから民間企業がどういうことをしているか、よく参考にしてください。例えばスズキでは毎年1万6,000人を残業時間の長いから順に全部コンピューターで並べるんです。そうすると、どこの所属でどういう仕事をしているかによって、例えば月末締め切りの仕事だから月末には残業していて、月初めはごゆっくりなさっていらっしゃるというような場合には、時差出勤と、上旬と下旬で勤務時間の振替をするという方法がある。それから個人別に見ると面白いですよ。個人別に出しますから、5年分くらい並べてご覧なさい。ここではもうやめておきます。やめますけど、こんな状況ではとても話になりませんから、一度民間企業と交流して、あの手この手を考えていただきたい。残業が慢性化していると言えらと思います。

総括（その他主要事項）

鈴木会長

それで申しわけありません。委員の皆さんも傍聴にお出かけの皆さんも恐縮ですが、次が「その他主要事項」ということで、補助金、外郭団体、市政経営と内容が多岐に渡っております。市の対応も、行革審の審議を受けて見直したものやそうではないもの、色々あります。行革審も課題と市の対応を整理するためかなり勉強会をしました。だけど、先ほど補助金の話を聞くと、せっかく行革審が大胆な提案をしたんですが、132億円の補助金の中で減はわずかに8億円。全く体をなしていないという、当たり前のことが当たり前に行なわれていない状況です。

まず市の説明をお願いしたいと思ったんですが、残り時間が20分しかありません。だから、説明を聞くよりこちらが話したほうが早いかもしれません。それを市に参考にしてもらったほうがいいのではないですかね。どうですか。委員の皆さん言いたいことを言ってください。

井出委員

時間の制約がありますので、行革審としての意見を述べさせていただくほうが有効な時間の使い方と考えます。

鈴木会長

そうですか。ではどうぞ。

原委員

補助金分科会の原ですが、私ども行革審はつい最近、補助金をかなり削減するよという緊急提言をしました。例えば長年継続している補助金は、次年度に半減させた後、同年度をもって廃止したほうがいい。あるいは20年以上継続している補助金の半減をという提言もしました。それに対する市の対応は、例えば50年以上継続している補助金については、全体で12.7%の減。それから個別で15%ないし30%の削減を図るけど、一部で削減率が低い補助金もある。こういう、私どもの提言からかなりかけ離れた削減しかなされていませんが、どうしてこの程度に留まったのかを伺いたい。

それからもう一つは、行財政改革効果による削減分をどういう事業に充当するのか。緊急提言では、こうした行財政効果によって削減された予算を、少子化対策ですとか、あるいはかねてから問題になっております学校敷地の借地問題の解消といったものに使ったらどうでしょうかと提言いたしました。それに使われるのでしょうか。

どうして私どもの提言まで踏み込めなかったのかという理由と、その削減した額がどう使われているのかということの二点についてお伺いしたいと思います。

鈴木財務部長

はい。長期化している補助金につきましては、50年以上経過のものが17件、20年以上経過のものが112件あります。補助金全体は、20年度では約132億円あり、21年度の予算案では124億円ありますから約8億円の減ですが、20年以上続いている補助金の中にも、行政代行的な補助金や、扶助費的な補助金、償還補助的な補助金、区画整理事業への補助などの投資的なものもあります。そ

ういうものは、21年度予算では財政状況を見ながら一件一件査定しました。中でも子どもが補助金で問題としているのは、特に団体運営費的な補助金です。これらは予算の中で50年以上継続しているものは一律30%、それ以外のは15%削減しました。

二点目の削減の効果をどのようなものを使うのかというご質問ですが、21年度予算では税収が大きく減るといふなかなか厳しい状況ですが、行財政改革効果による削減分は、子ども施策をはじめとする市長が掲げるマニフェストの事業に充当させていただいております。マニフェストの事業については対前年で約11億円増えています。

原委員

新聞記事によりますと、市長さんはこの補助金の削減について、補助金を削減するのはなかなか難しい問題で、今色々な事情を抱えていて、現時点での判断としてはこれぐらいしか削減できないということをおっしゃっていたようです。しかし、いわゆる市長さんがおっしゃる難しい問題が実際にあるんですか。そういう実感がおありなんですか。

鈴木財務部長

補助金には、先ほども申しましたとおり、行政代行的な補助金や、例えば私立幼稚園就園奨励費の補助金のように、それぞれなかなか減らせないものもあります。子どもは例えば団体運営に関するものですか、イベント関係ですか、特に市の補助金に頼っているようなものについては、これからも削減していきたいと考えておりますが、132億円全体を大きく削減していくことはなかなか難しいと認識しております。

原委員

なにか色々としがらみみたいなものもあるのでしょうか。

鈴木財務部長

全体の額で言えばしがらみと言うよりも、先ほど申し上げたようなそれぞれ施策としてやっている部分がありますので減らせない部分があります。けれども、各団体さんにとってもそれぞれ事情がありますので、今回予算はこう決めましたけど、今後補助金の執行の段階において、その中身を見て、それぞれの団体と調整しながら補助金の額を決めていきたいということだと考えます。

原委員

それから8.2億円を削減したということでした。総額から21.7億円を削減して、逆に追加あるいは増額したものが13.5億円あるから差し引き8.2億円の減だというご説明ですが、追加した補助金もあるわけでしょうね。

鈴木財務部長

はい。新しく作ったものもありますし、先ほど申しました私立幼稚園就園奨励金については、国の制度も変わりましたので約8,000万円増額しております。

原委員

毎度申し上げるように、補助金とは法律でその公益上必要な場合に支出できるとなっていて、まずその公益に資するかどうかの判断が必要です。当然のことながら、新設するについてはそういう点の判断をきちんとしていただいた上で補助金を決めたんでしょうか。

鈴木財務部長

はい。そういうことです。

原委員

それから私ばかり発言して申しわけないですが、昨年秋、初めて補助金について外部評価が行なわれました。これは公開で行なわれ、市民の方の目にも触れたわけです。市民の方も、初めてこういう補助金があって、こういう評価がされているということをお知りになったわけですけど、ただ、1件30分という短時間で評価が行なわれたことだとか、あるいは一部の補助金についてしか行なわれていないということ。あるいはその評価の結果がどのように21年度予算に反映されているのかが不明であるということ。こうした色々な意味から不十分であるという考えもかなり強いようですが、私個人としては、補助金について外部評価が行なわれ、それが情報公開されるのは初めてのことでですから、やったこと自体は意義があると思います。

そこで補助金の削減については色々と難しい問題があるようなので、いっそのこと外部評価をもっと充実して、実効性のあるものにして、できれば2年かかっても3年かかってもいいので、全部の補助金について外部評価をしてみたらどうかと思います。その結果を次年度予算に反映させるということは、それなりに意義があるだろうと思います。その都度情報公開をしていただいて、市民の方々の意見もお聞きするということになれば、非常に有効なのではないか。というのは、公益に資するかどうかの判断は非常に難しく、市の財政部長さんも判断に困る場合がおありになるだろうと思います。これは非常に難しい問題です。だからその判断を市民に任せるという意味でも、外部評価を徹底してもっと実効性のある制度にしたほうが良いのではないかと思います。ただ、その点について、あくまでも何度も申し上げるように、補助金は公益上必要である場合に出されるものでありまして、市の自由裁量で行なわれるものではありません。したがって、その事業そのものの評価ではなく、補助金について公益性があるのか、必要性があるのか、あるいは経済効果があるのかということの評価をするんですよということを徹底的に知らしめていただいた上で、外部評価をしていただくことが必要ではないかと私は思います。

鈴木財務部長

外部評価につきましては今委員がおっしゃったように、今回は30件程度、全体の1割程度しかできませんでした。時間的にも1件30分という限られた時間の中でしかできませんでした。十分な準備ができていなかったという部分では反省しております。

今回、全体の補助金を300件から189件に数を少なくしましたので、委員がおっしゃるように全部の補助金についても外部評価ができる状況が整ったと考えております。

鈴木会長

恐縮ですけど市の資料を見てくださいよ。「今後の取組み」(資料P. 14)は、全て「見直しを行う」、「見直しを行う」、「見直しを行う」ですよ。補助金についてはもうこれだけ問題になってるから、見直しを行なうのは当たり前なんですね。だから当たり前のことをおやりになるということですが、どういう形で誰がいつどのように見直しを行なうという具体策は何もないわけです。いいですか。何を言われても「見直しを図る」、「検討する」では駄目だということが一つ。

それからもう一つ私が驚いたのは、浜松商工会議所に、1,305万円の補助金をもらうのはやめなさいと申しあげたら、会頭が常議員会にかけられて、補助金はもう辞退するということになりました。医師会も同じですね。だけど今話を聞くと、総枠の30%削減とお考えになったから、1,305万円のうち30%の約390万円は減ったけど、約915万は残っているという形になるんですか。

鈴木財務部長

今回、従来もそうですが、浜松商工会議所の補助金は(商工会等の分も含めて)一括で予算計上されていて、全体では2億数千万円あったと思います。その中で浜松商工会議所では返上の話があったと聞いております。私どもは予算のトータルとして30%減ということです。各団体さんから補助金の交付申請が上がってまいります。浜松商工会議所からは今のことで予算が上がってきませんので、その予算は消化しないことになろうかと思えます。

鈴木会長

どういうことか知りませんが、私は浜松商工会議所のように経済力があるところが、事業をやる補助金ではなく、単なる運営のための補助金をもらうなんておねだりみたいなことはやめなさいって言ったわけだ。それで会頭もそれはそうですねということで辞退した。2億何千万円というのは商工会の問題でしょう。

鈴木財務部長

はい。

鈴木会長

だから、今私が申しあげているのは浜松商工会議所のことだから、2億何千万円とは関係ないんですよ。そういう点で明確にしてください。私は商工会議所の会員ですから、そういうおねだりはやめなさいと言って、常議員会でそれはそうだねということでやめたんですよ。あるいは医師会さんにも大変ご無理をお願いしたけど、お医者さんも運営の補助金まではやめなさいよということで、それはそうだねと話がついたように感じております。

鈴木財務部長、事業の補助ではなくて、そういう運営のための単なる補助金だけでもぼっさぼっさとやらないと。今、しがらみがあるかないかという話がありましたけど、補助金は全部しがらみがあるんです。しがらみがあるから切れないんです。それをさっき高柳委員が言われたように、しがらみを断ち切らないと。そして今の浜松市としてやるべきかどうか、あるいは今の時代にこういうことをやるべきかどうかの見直しをしてもらわなければいけない。

市民の皆さんに来てもらって、30分で評価してもらった外部評価の結果を発表したでしょう。それ

は無理ですよ。私も行革審の4年目に入りましたけど、実はお役所の仕組みとか、お役所の金の流れがまだ分からないですよ。だから時々勉強会では皆さんにご迷惑を掛けるようなチンプンカンな質問をして皆さんを困らせているんですが、これだけ4年やっても分からない。市民がひよひよひよと来て、書類は1週間前に渡してあります、これはイエスですかノーですかって聞いたって、そんなの分かるわけがないですよ。だから何も分からない市民にそんなことをやらせるより、見直しをやるんならきちんとした見直しを、いつ、どこで、どのような形で何を見直すかを明確にしないと。「見直しを行ないます」、「見直しを行ないます」では国会答弁と同じですよ。これでは理解できません。したがってこの補助金の問題も継続審議でもう少し勉強会も開いて徹底的にやりましょう。削減の8億円の中には、例えば借入返済に対する補助金で、昨年度1億5,000万円だったけど、今年度1億4,000万円になるというような場合の1,000万円分も、節約したものに含まれているわけでしょう。

鈴木財務部長

はい。そうです。

鈴木会長

そんなものはカットしたわけではないですよ。返済額が1億5,000万円から今年度は1億4,000万円になったから昨年より1,000万円減らしました。それが合計8億円ですと言ったらおかしいですよ。それは自然減ですから。そんなものまで補助金をカットしたことにして、8億円でございますなんて言ったって、市民は理解しませんよ。お役所の世界でなら理解できるかもしれないけど。

そういう点で委員の皆さんどうですか。もう少し継続審議にして勉強会もやるということによろしいですか。はい。もう時間がありませんからそういうことにします。

補助金の問題が非常に多いですが、次に外郭団体の問題があります。とても今日は時間内できませんから、もう一度審議会をやらせていただきます。それまでの間に今のような問題を詰めて、もっと短時間で終われるよう、思い切った案を出してください。山崎副市長、それでよろしいですか。

山崎副市長

よろしく願います。

鈴木会長

それでいいですね。では委員の皆さんもよろしいですか。飯田副市長は医療公社の問題で忙しいから、山崎副市長に持ち帰っていただいて、飯田副市長はもう少し先ほどの医療公社の問題を、責任を持ってやっていただくということで願います。

4 閉 会

鈴木会長

市民の皆さんにせっかくお出でいただいたのに、時間の関係で尻切れトンボになってしまい恐縮

ですが、私どもは自分のためではなく、市民の皆さんに良かれと思って、あるいは次の孫、子の時代が良くなればいいと思って強いことを言っております。どうぞご理解をいただきたいと思います。ありがとうございました。これで第8回浜松市行財政改革推進審議会を閉会します。ご苦労さまでした。

事務局長

ありがとうございました。本来3月21日の日曜日に答申を考えておりましたが、今日は議論が最終的に煮詰まりませんでしたので、その前にもう一度皆様方に議論を聞いていただく会を設けたいと思います。それは事務局にお任せいただきまして、早急に連絡いたします。3月1日と8日が日曜日ですので、どちらかで開催したいと思います。よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

以上により12:01閉会

議事録署名人